

和歌山県地域福祉推進計画 改定版

〈2025(令和 7) 年度～2029(令和 11)年度〉

「支え合い、みんなでつくる地域共生社会の実現に向けて」

和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画

目 次

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け・性格	2
(1) 「わかやま長寿プラン」	3
(2) 「和歌山県こども計画」	4
(3) 「紀の国障害者プラン」	5
(4) 「和歌山県自殺対策計画」	6
(5) 「和歌山県ギャンブル等依存症対策計画」	6
(6) 「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」	6
(7) 「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」	7
(8) 「和歌山県人権施策基本方針」	7

第2章 地域を取り巻く環境

1 人口減少と人口構造の変化	10
2 各福祉分野に関する状況	12
(1) 高齢者に関する状況	14
(2) こどもに関する状況	15
(3) 障害のある人に関する状況	17
(4) 生活困窮者等に関する状況	17
(5) その他	19
3 地域福祉に関する主な法改正	20
(1) 地域共生社会の理念提唱	20
(2) 社会福祉法の改正	20
(3) 生活困窮者自立支援法の改正	21
(4) 災害対策基本法の改正	22
(5) 孤独・孤立対策推進法の制定	22

第3章 計画の基本方向

1 計画の理念	23
2 施策の方向性	23
(1) 包括的な支援体制の構築推進	23

(2) 互いに支え合う地域づくり	23
(3) 地域福祉を担う多様な担い手づくり	23
(4) 福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり	24
(5) 災害にも強い地域づくり	24
第4章 和歌山県の施策展開	
施策体系	25
1 包括的な支援体制の構築推進	26
(1) 市町村における包括的な支援体制の構築推進	26
①社会的孤立の防止	26
②地域力の強化	27
③多機関の協働	31
④地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源	32
(2) 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割～地域福祉の担い手～	35
2 互いに支え合う地域づくり	43
(1) 人権を尊重した地域福祉の推進	43
①人権尊重の視点に立った行政の推進	43
②人権教育・啓発の推進	43
③相談・支援・救済の推進	43
④推進体制の整備	44
(2) 地域福祉施策推進	44
①生活困窮者の自立の促進	44
②高齢者の社会参加の促進	45
③障害のある人の社会参加の促進	47
④子育て支援を通じた支え合い活動の促進	47
⑤高齢者、障害のある人、児童に対する虐待防止	49
⑥DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援	49
⑦自殺対策の推進	49
⑧ひきこもり状態にある人への支援	49
⑨矯正施設退所後の社会復帰の支援	50
⑩住宅確保に配慮を要する方への居住支援	50
⑪消費者被害等の未然防止	50
⑫ジェンダー平等の推進	50
⑬生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保	51
⑭健康づくりの推進	51
⑮保健・医療・介護・福祉等の連携	51
⑯ICT・IoT活用による利便性の向上	51
3 地域福祉を担う多様な担い手づくり	52
(1) 民生委員・児童委員活動の促進	52

(2) ボランティア活動の促進	52
(3) NPO活動の促進	52
(4) 社会福祉協議会の活動への支援	52
(5) 福祉教育・啓発の推進	53
(6) 福祉職場への人材確保対策	53
4 福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり	53
(1) 健全な事業運営の確保	53
(2) 福祉サービスの点検・評価	53
(3) 苦情解決の仕組みの整備	54
(4) 福祉サービスの適切な利用等の推進	54
(5) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備	54
5 災害にも強い地域づくり	55
(1) 災害に備えた地域づくりの推進	55
(2) 避難行動要支援者への支援体制強化	55
(3) 災害派遣福祉チームの体制強化	55
(4) きめ細かな被災者支援の体制整備	56
(5) 円滑な避難所運営の強化	56
(6) 社会福祉施設等の防災対策強化	56
(7) 防災知識の普及・啓発	56

第5章 計画の推進

1 庁内ワーキンググループの設置	57
2 社会福祉審議会による評価の実施	57

第6章 市町村地域福祉計画の策定支援

～福祉施策の共通理念「地域福祉」～	59
県内市町村の地域福祉計画策定・改定状況	60
1 計画策定の基本的留意事項	61
(1) 計画の総合性	61
(2) 地域住民等の主体的参画	61
(3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定	62
(4) ジェンダー平等	62
(5) 包括的支援体制整備	62
(6) 様々な分野との協働	62
(7) 地域資源の活用	63
(8) 計画の期間	63
(9) 目標の設定・公表と情報提供	63
(10) 他の福祉計画との関係	64
(11) その他	64

2 市町村地域福祉計画の内容（盛り込む事項等）	64
-------------------------	----

参考資料

1 和歌山県社会福祉審議会規則	66
2 和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	68
3 用語解説	69

本文中に（※）を記した語句を解説しています。

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

- わが国では、少子高齢化の進行や都市部への人口集中による地方の過疎化、核家族化や単身世帯の増加等による世帯規模の縮小やライフスタイルの多様化を背景に、血縁、地縁、社縁は脆弱化し、人と人とのつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といった支え合い機能が低下してきています。
- 社会が変化する中で、地域においては、こどもや高齢者、障害のある人に対する虐待、若年から中高年世代まで拡大したひきこもり（※）等、様々な課題を抱えたまま地域や社会から孤立するケースが生じています。それぞれの世帯においては、経済的困窮や病気、住まいの不安定など、複数の要因が絡まり、課題が複雑化しており、対象者ごとに縦割りで整備された既存の公的支援制度だけでは対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」に陥り、支援が届きにくい状況にあります。
- 一方、中山間地域など人口減少が著しい地域においては、地域経済の衰退、移動手段の減少、商店の閉鎖、地域福祉の担い手不足などが生じており、このままでは、住民の暮らしを維持できなくなる可能性もあります。
- さらに、新型コロナウイルス感染症は、休業等による収入の減少や失業等による生活困窮者の増加、様々な活動制限による社会的孤立の深刻化等、大きな影響を与えた。
- こうした中、国においては制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく地域共生社会の実現に向けた取組を進めるため、2017（平成29）年及び2020（令和2）年に社会福祉法の改正が行われ、市町村における包括的な支援体制の整備を推進することが明記されるとともに、その手段の一つとして重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 県では、2005（平成17）年3月に「支え合いのふるさとづくり」の推進をめざして策定した和歌山県地域福祉推進計画について、2020（令和2）年3月に3回目の改定を行い、社会情勢の変化等を背景とする様々な地域の生活課題に対応していくため、住民、地域で活動する多様な組織及び行政が、ネットワークを構築して地域の課題を共有するとともに、その課題解決に向けてそれぞれが役割を分担して取り組む「支え合い」の仕組みづくりを推進してきました。

- 高齢者、障害のある人、子どもといった世代や背景が異なる人々が集まって暮らしている「地域」においては、個人や世帯が抱える多様で複合化した課題に対し、包括的な支援が必要となります。地域福祉推進の中核機関である社会福祉協議会や、社会福祉事業を営む社会福祉法人とより緊密に協働していくことは、もちろんのこと、福祉の分野だけでなく、産業、労働、教育、住宅、防災等の様々な分野との連携体制を図ることが重要です。また、ライフステージが変化するに従って、抱える課題が変化したり、新たな課題が発生するケースでは、中長期で継続的に関わる伴走型の支援も必要となります。
- 今回、計画期間の満了を迎えるに当たり、近年の地域福祉を取り巻く状況の変化や国の動向等を踏まえ、地域福祉の更なる推進及び地域共生社会の実現をめざすため、改定を行うものです。

2 計画の期間

当計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、今後の地域福祉を取り巻く状況や、制度改正等を勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の位置付け・性格

- 当計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、市町村地域福祉計画の策定における指針としての性格を有するものです。
- また、2025年（令和7）年度に策定予定の県政の新たな指針となる和歌山県新総合計画を推進していくための個別計画であるとともに、「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」、「和歌山県こども計画」、「和歌山県人権施策基本方針」等関連分野の計画や方針との連携・整合を図りながら、各分野において共通して取り組むべき事項を横断的に記載した、福祉分野の総合計画として位置付けられます。

社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(1) 「わかやま長寿プラン」

本県の高齢者福祉施策の総合計画である「和歌山県老人福祉計画」と介護サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する計画です。高齢者福祉及び介護保険事業に関する総合的な目標を定め、各地域の特性を踏まえた「地域包括ケアシステム（※）」の深化・推進に向け、地域と連携して進むべき方向性を示しています。

【関係法令】

○ 介護保険法

高齢者が介護を必要とする状態となっても安心して生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として1997（平成9）年に介護保険法が成立し、2000（平成12）年4月から「介護保険制度」がスタートしました。

介護保険法は、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」の下、時代の流れを踏まえて、制度を安定的に持続し、更に生じた課題に対応していくための改正が行われており、2023（令和5）年の改正では、2040（令和22）年等の中長期を見据え、生産性向上に関する都道府県を中心とした一層の取組の推進、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制の整備などについて改正が行われました。

(2) 「和歌山県こども計画」

こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画（紀州っ子健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止計画、社会的養育推進計画）を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めます。

【関係法令】

○ こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2023(令和5)年4月に施行されました。

○ 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」をいいます。2015(平成27)年4月施行。市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等、地域の子ども・子育ての支援の充実を図ることとされています。

○ 次世代育成支援対策推進法

2005（平成17）年4月から10年間の時限立法で、2014（平成26）年改正により10年間延長され、2024(令和6)年改正により10年間再延長されました。急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図るため、地域における子育ての支援等を行うこととされています。

○ 児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的としています。

○ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としています。

(3) 「紀の国障害者プラン」

本県の障害者施策の基本方針を定める「和歌山県障害者計画」、障害福祉サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県障害福祉計画」及び「和歌山県障害児福祉計画」を包括する計画です。共生社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の行動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、県が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

【関係法令】

○ 障害者基本法

共生社会の実現をめざし、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。障害者施策の基本となる法律として障害者計画策定の根拠法となっています。また、その目的・基本理念等を具体化する法律として障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されています。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすため、行政機関や事業者に不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を求めた障害者差別解消法が2013（平成25）年に成立し、2016（平成28）年に施行されました。また、2024（令和6）年には、事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務にすることなどを内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）

障害福祉サービスの充実等障害のある人の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に施行されました。

また、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充やサービスの質の確保・向上を図るための環境整備等をめざし、2016（平成28）年及び、2022（令和4）年に改正されました。

○ 児童福祉法

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるよう努めなければならないことを定め、児童の福祉を保障することを目的とする法律です。障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを

目的とした障害児福祉計画の策定の根拠法となっています。

- 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下「障害者差別解消条例」といいます。）

2023（令和5）年、県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に、「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を策定しました。

（4）「和歌山県自殺対策計画」

本県の自殺の現状分析を行い、自殺対策の課題を明らかにし、総合的な自殺対策の取組を進めることで、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持してくらすことができる和歌山県」の実現をめざして策定しました。

【関係法令】

- 自殺対策基本法

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし 2006（平成18）年に制定されました。

また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざして自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため 2016（平成28）年に改正されました。

（5）「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」

ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発や将来にわたるギャンブル等依存症患者の発生を予防、ギャンブル等依存症に対する支援体制の整備を目的とし、関連する法律や各種計画と連動し、各関係機関が相互の役割を理解し計画的に取り組んでいくため策定しました。

【関係法令】

- ギャンブル等依存症対策基本法

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし 2018（平成30）年に制定されました。

（6）「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」といいます。）や同法に基づく国の基本方針の内容を受けて、各関係機関と連携しながらDV防止及び被害者の保護を図るため、県の方向性を決める基本計画として策定しました。

【関係法令】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001(平成 13)年、議員立法により成立した法律です。

(7) 「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することをめざすために策定しました。

【関係法令】

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2024 年（令和 6 年）に施行されました。

(8) 「和歌山県人権施策基本方針」

和歌山県人権尊重の社会づくり条例に掲げる人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するため、各種施策の基本的方向を示す計画です。

【関係法令】

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的とする法律です。人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域等、様々な場を通じ、国民の発達段階に応じて多様な機会の提供や効果的な手法を採用すること等が求められています。

- 和歌山県人権尊重の社会づくり条例

人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的として、2002(平成 14 年) 4 月に施行しました。

- 障害者差別解消法【再掲】

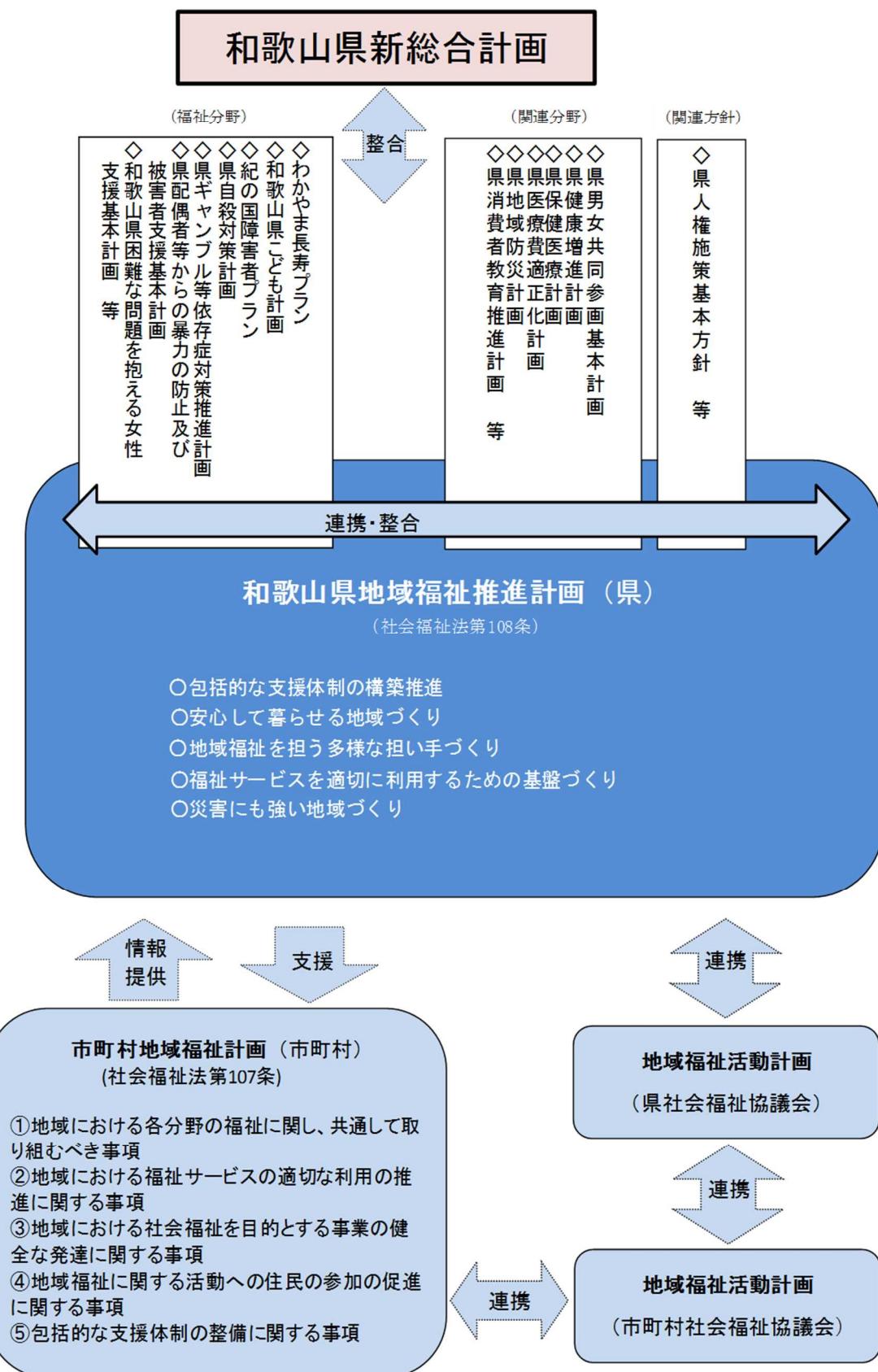
- 障害者差別解消条例【再掲】

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」といいます。）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることにかんがみ、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とし、2016（平成28）年6月に施行されました。

- 部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」といいます。）
部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざし、2016（平成28）年12月に施行されました。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定しています。
- 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例
2020（令和2）年3月、部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、国、県、市町村、県民、事業者等が相互に協力し、部落差別の解消に取り組むこと等を規定することにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に制定しました。同年12月、プロバイダの責務などを規定する一部改正を行い、2024（令和5）年12月には、結婚や就職に際しての身元の調査等による部落差別を行った県内事業者が勧告に従わない場合には公表ができるることを内容とする一部改正を行いました。

和歌山県地域福祉推進計画の位置付け



第2章 地域を取り巻く環境

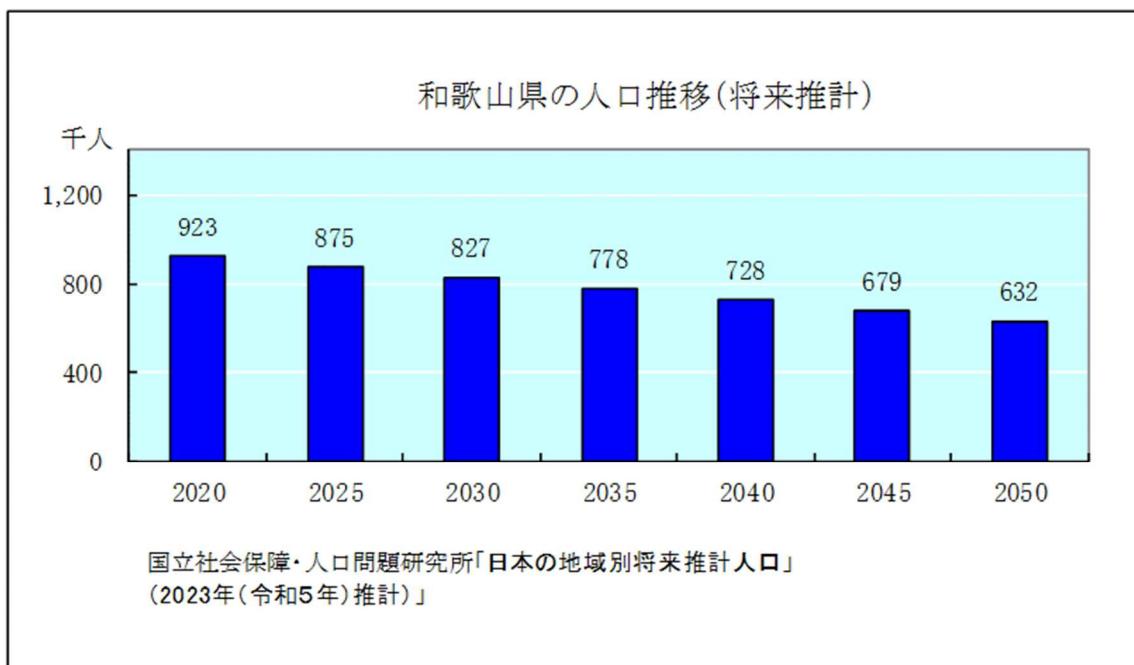
1 人口減少と人口構造の変化

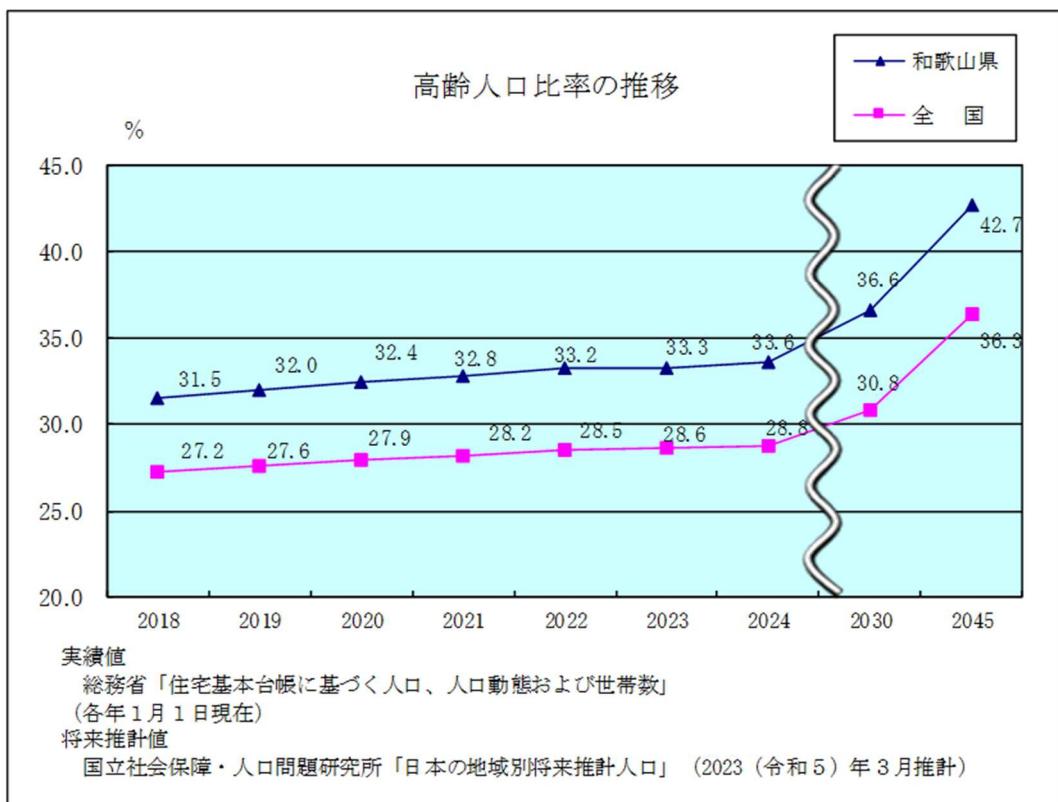
- わが国の少子高齢化が世界に例を見ない速さで進行する中、和歌山県は全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。

本県の人口は、1985（昭和 60）年をピークに減少に転じ、2020（令和 2）年では、約 92 万 3 千人ですが、2050 年には 63 万 2 千人程度まで減少すると見込まれています。また、本県の高齢者（65 歳以上）人口は、前年よりも 1,265 人減少し、30 万 7 千 28 人となりました。高齢人口比率は 33.6% に達しており、全国で 12 番目、近畿府県内では 1 番高い水準になっています。

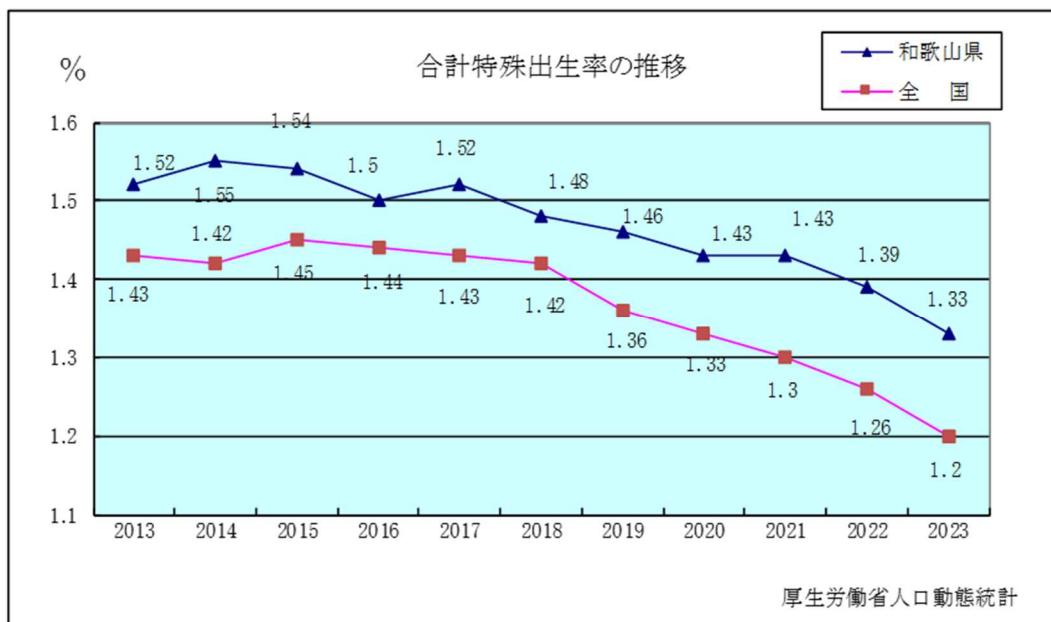
高齢人口比率が 25%（4 人に 1 人が高齢者）以上の市町村は、県内 30 市町村のうち 29 市町村あり、古座川町では 50% を超えています。（2024（令和 6）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳）

今後も高齢化はさらに進行し、2050 年には高齢化率が、42.7% になることが見込まれています。（2023（令和 5）年 3 月 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計）

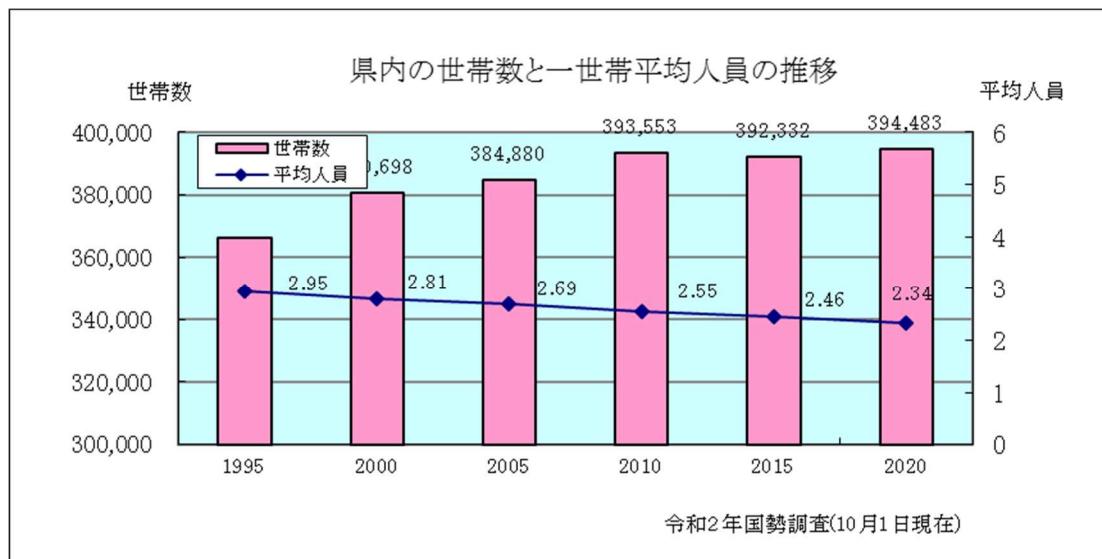




- 本県における合計特殊出生率（※）は、1.33と全国平均1.2（2023（令和5）年厚生労働省人口動態統計）を上回るもの、人口維持に必要といわれている2.07を大きく下回り、長期的な少子化傾向への流れは変わっていません。



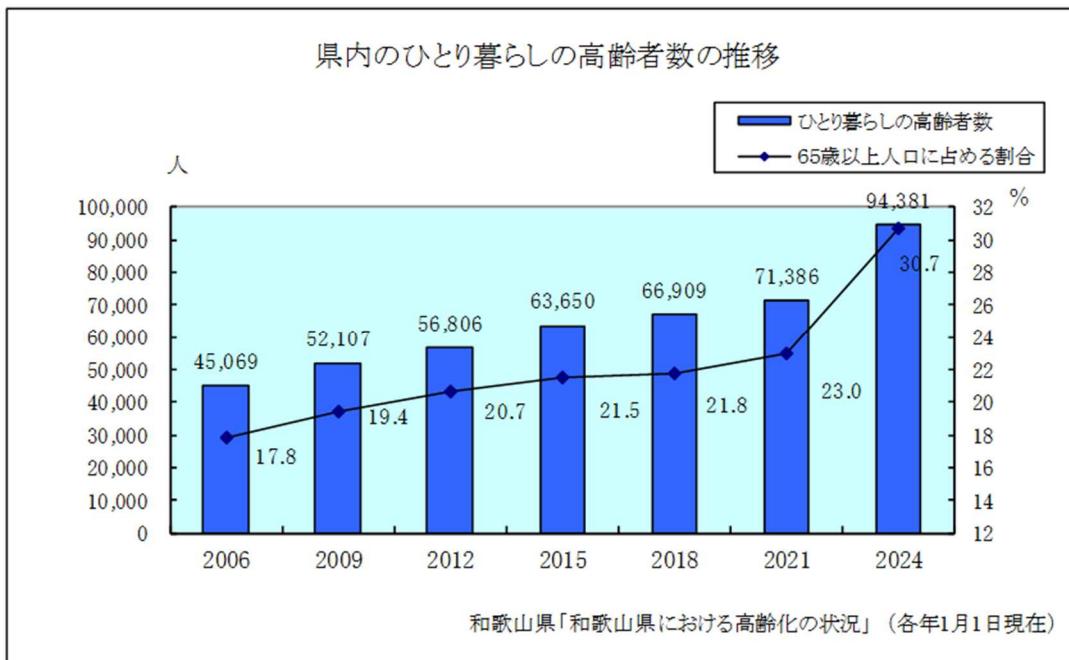
- 本県においては、少子高齢化の進行に加えて、若年層を中心とした人口流出が進んでおり、市街地だけでなく山間地域においても一世帯平均人員の減少や核家族化の高止まりが見受けられます。



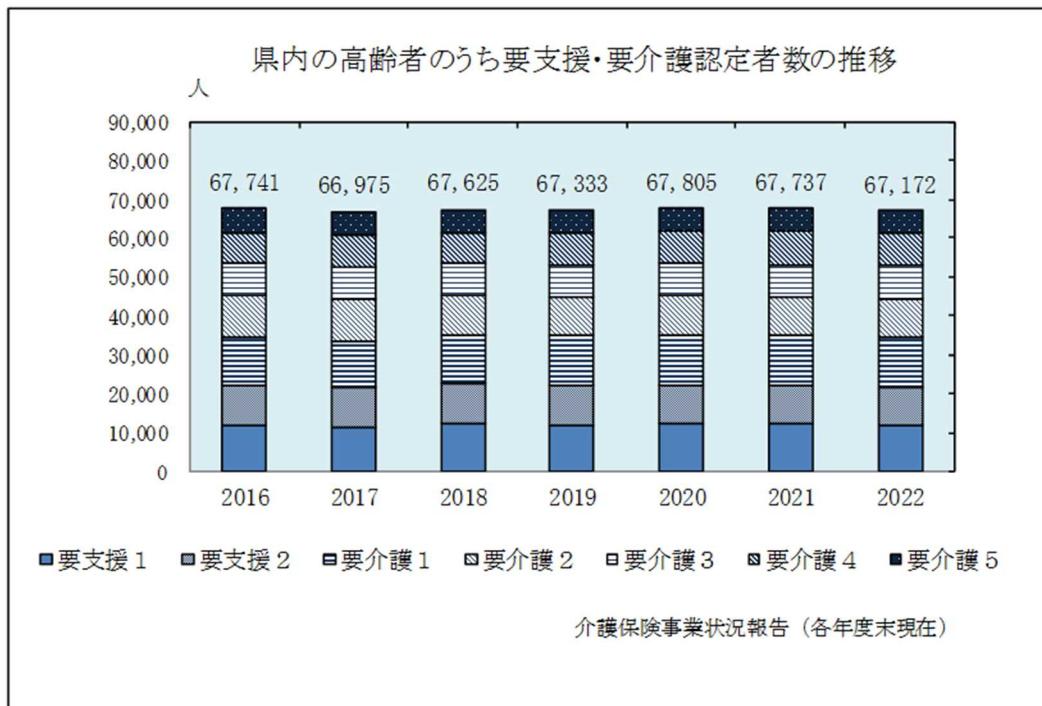
2 各福祉分野に関する状況

(1) 高齢者に関する状況

- 県内のひとり暮らしの高齢者は 94,381 人で、65 歳以上人口の 30.7% を占めています。 (2024(令和 6)年 1 月 1 日現在)



- 県内の高齢者の中、要支援・要介護認定者数は 67,172 人で、65 歳以上人口の 21.9% となっています。



- 高齢者の世話をしている家族等による虐待として市町村に相談・通報があった件数は、2023（令和5）年で409件となっています。



- 老人福祉施設、介護保険施設等の業務に従事する者による虐待として市町村に相談・通報があった件数は、2023（令和5）年で47件となっています。



(2) こどもに関する状況

- 県内2か所の児童相談所に寄せられた虐待に関する相談件数は、2023（令和5）年が2,192件で年々増加しています。相談件数増加の背景として、保護者の養育力の低下や子育ての孤立化が考えられます。また、児童虐待防止法や児童福祉法の改正等により、子どもの虐待に対する地域住民の認識が高まったことが、相談件数の増加につながっていると考えられます。



- 厚生労働省の調査によると、子どもの相対的貧困率（※）は、2021（令和3）年の調査では、11.5%となり、前回調査時点（2018（平成30）年）に比べ2.5%減少しましたが、全国の子どもの9人に1人が相対的な貧困状況にあります。また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は44.5%となっており、特にひとり親家庭の経済状況が厳しいことが見て取れます。



子どもの貧困率の状況（全国）

	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018		2021
							旧基準	新基準	新基準
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%	10.6%
大人が1人の世帯	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%	44.5%
大人が2人の世帯	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	11.2%	8.6%

厚生労働省「国民生活基礎調査 2022年」

- 2023（令和5）年に県が実施した「子供の生活実態調査」の結果、本県の子どもの貧困率は、10.7%です。ただし、この調査は、特定の学年（小学5年生、中学2年生）の子どもを持つ子育て世帯のみを対象としていること、可処分所得の範囲を提示し集計していることから国民生活基礎調査とは調査対象者、調査方法が異なり、両者を単純に比較することはできません。

小5、中2の子どものがいる世帯の所得段階別割合(和歌山県)

等価可処分所得	世帯数と分布	世帯数	割合(%)
所得段階I 245万円(中央値)以上		4,245	50.9
所得段階II 123万円～245万円未満		3,203	38.4
所得段階III 123万円(中央値×1/2)未満		897	10.7
合計		8,345	(100.0)

「和歌山県子供の生活実態調査」2023

- 県では、同調査において、家庭の経済的困難の状況に注目した分析も実施しました。「生活必需品の購入の困難」、「公共料金等の支払の困難」、「生活必需品の非所有」のいずれか一つ以上が「あり」に該当する世帯を経済的困難世帯と定義し、調査した結果、経済的困難世帯は18%でした。

小5、中2の子どものがいる世帯における経済的困難世帯の割合

	件数	割合 (%)
経済的困難世帯	1,586	18.0
非困難世帯	7,227	82.0
合計	8,813	(100.0)

※以下①～③のうち、一つでも該当する場合を「経済的困難世帯」と定義

- ①過去一年間に経済的な理由で、食料、衣類が買えなかった経験
- ②過去一年間に経済的な理由で、公共料金、家賃等の支払いができなかった経験
- ③年齢に合った本、こども用のスポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所、洗濯機、炊飯器、掃除機、暖房機器・冷房機器（エアコン含む）、電子レンジ、電話（固定電話又は携帯電話）、世帯専用のお風呂、世帯人数分のベッド又は布団、急な出費のための貯金（5万円以上）のうち、ないものがある。

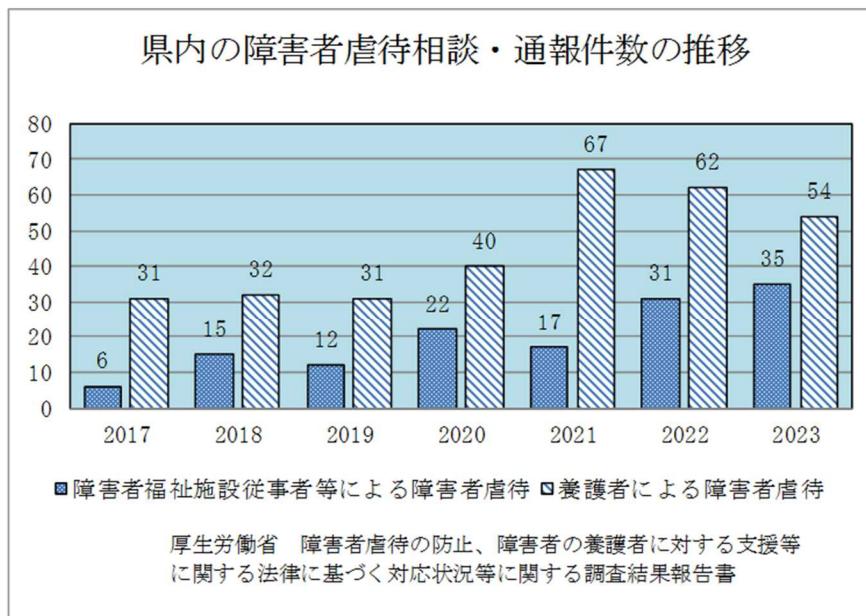
「和歌山県子供の生活実態調査」2023

(3) 障害のある人に関する状況

- 本県における障害者手帳の交付者数は2023(令和5)年で73,397人となっており、2022(令和4)年から420人(0.6%)増加しています。障害種別でみると、身体障害者手帳交付者が551人(1.1%)減少、知的障害者の手帳交付者数が228人(2.7%)増加、及び精神障害者の手帳交付者数が683人(6.9%)増加しています。



- 障害のある人に対する虐待として市町村に相談・通報があった件数は、2023(令和5)年で89件となっています。



(4) 生活困窮者等に関する状況

- 社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人が増加しています。生活困窮者自立相談支援事業(※)による相談者数は、2020(令和2)年から2021

(令和3)年にかけて、コロナ禍の影響により急激に増加し、2022(令和4)年に減少したものの、その後も増加傾向が続いています。



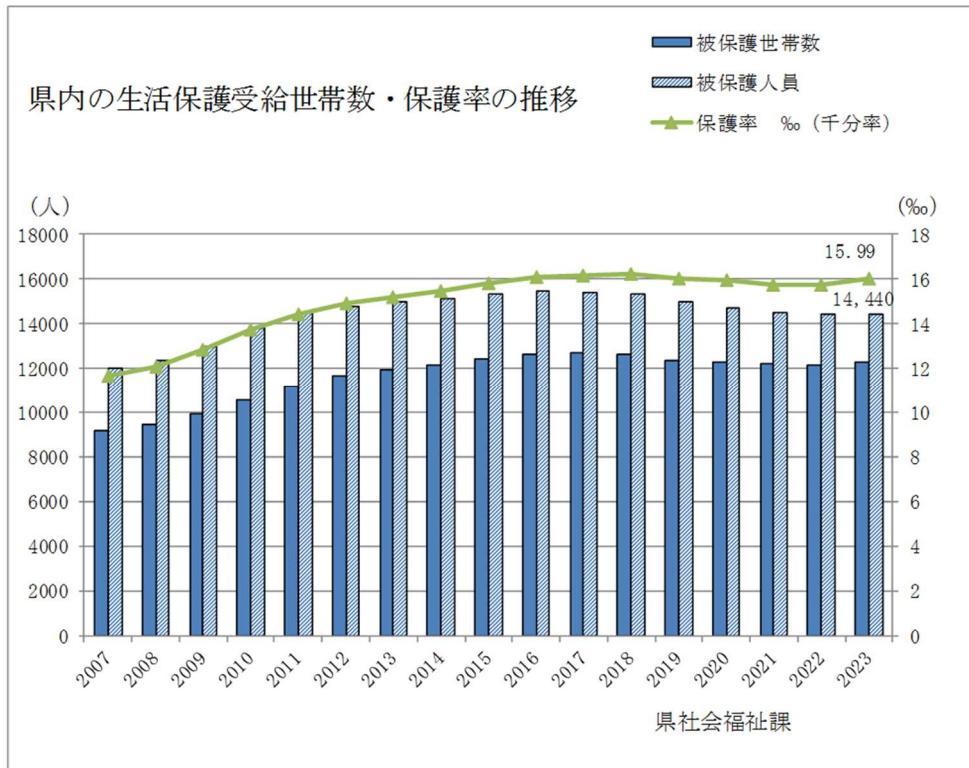
- 生活困窮者の相談において、高齢の親とひきこもりの子が社会で孤立し、困窮に陥る8050問題が顕在化する中、内閣府の調査（2023（令和5）年3月「こども・若者の意識と生活に関する調査」）が実施され、有効回収数に占める割合で見ると15～39歳では2.05%、40～69歳では2.98%の人がひきこもりに当たるとされています。

ひきこもり者の割合(全国)

	調査対象	当該調査による左記項目に該当する人数(人)	有効回収数に占める割合(%)	定義
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	15歳～39歳	67	0.95	準ひきこもり
	40歳～69歳 (参考：うち40～64歳)	64 (30)	1.23 (0.70)	
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15歳～39歳	52	0.74	狭義のひきこもり
	40歳～69歳 (参考：うち40～64歳)	81 (50)	1.55 (1.17)	
自室からは出るが、家からは出ない	15歳～39歳	21	0.30	
	40歳～69歳 (参考：うち40～64歳)	4 (3)	0.08 (0.07)	
自室からほとんど出ない	15歳～39歳	4	0.06	広義のひきこもり
	40歳～69歳 (参考：うち40～64歳)	6 (3)	0.12 (0.07)	
合計	15歳～39歳	144	2.05	広義のひきこもり
	40歳～69歳 (参考：うち40～64歳)	155 (86)	2.98 (2.01)	

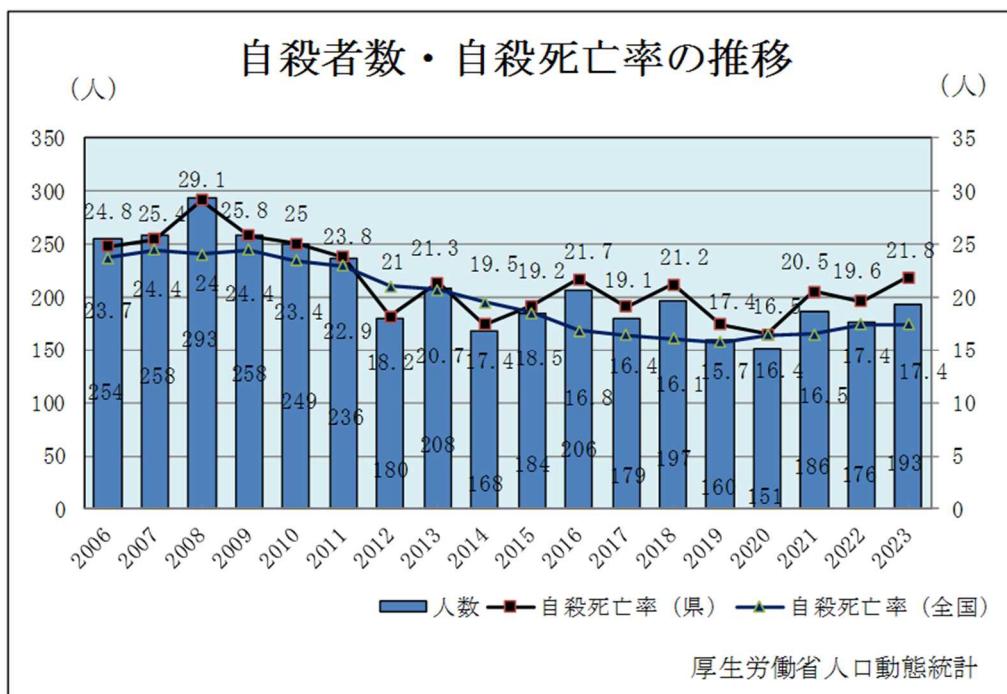
内閣府 2023(令和5)年3月 こども・若者の意識と生活に関する調査

- 生活保護については、2008（平成 20）年のリーマンショック後は急激な伸びをみせましたが、徐々にその伸びはゆるやかになり、2023（令和 5）年度は、被保護人員 14,440 人、保護率 15.99%となっています。

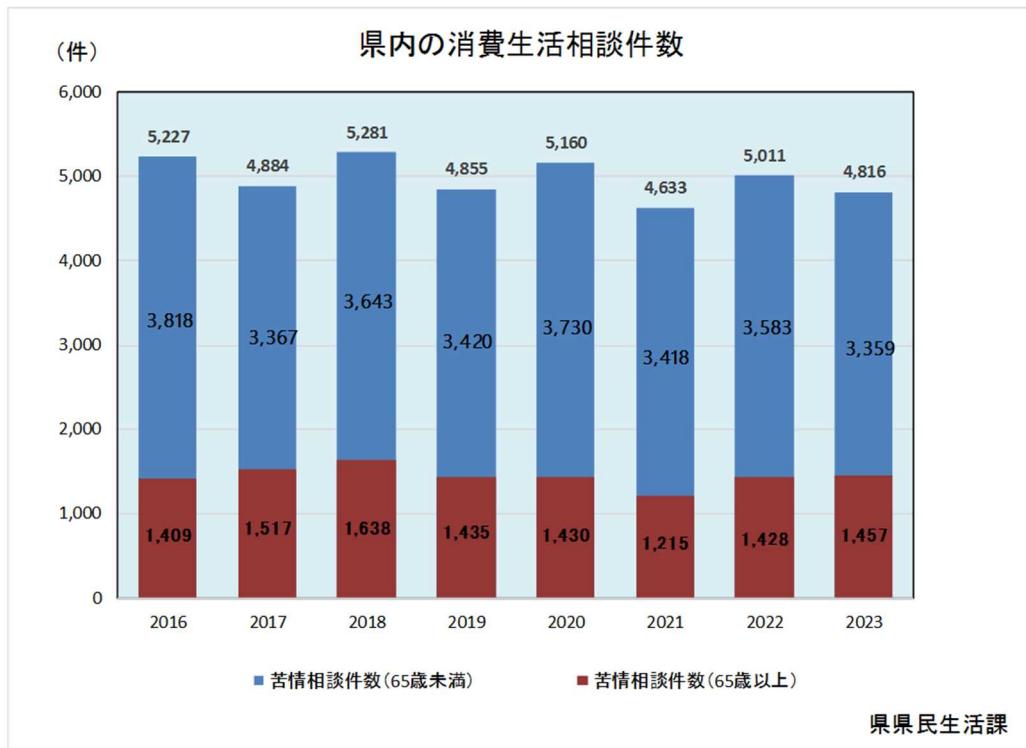


（5）その他

- 本県における自殺者数は、2023（令和 5）年には前年から 17 人増え、193 人で、人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率が 21.8 人となり、全国で最も高くなりました。



- 県内の消費生活相談窓口には多くの相談が寄せられています。2023（令和5）年度に、4,816件の相談が寄せられ、その内、65歳以上の高齢者の相談件数は、1,457件となっています。



3 地域福祉に関する主な法改正

（1）地域共生社会の理念提唱

ニッポン一億総活躍プラン（2016（平成28）年6月閣議決定）において、地域共生社会の理念が示され、これを受け、厚生労働省内に、地域共生社会の実現に向けた取組を進めるために、「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置（2016（平成28）年7月）され、①地域課題の解決力の強化、②地域を基礎とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用を柱とする取組が開始されました。

（2）社会福祉法の改正

2018（平成30）年4月施行の改正社会福祉法において、地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、市町村地域福祉計画及び県地域福祉支援計画の策定が、これまでの任意規定から、努力義務化されました。

さらに2020（令和2）年の改正では、市町村の努力義務とされた包括的な支援

体制の整備を行う手段の一つとして、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

(2021（令和3年）4月施行)

社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（3）生活困窮者自立支援法の改正（2025（令和7年）年4月施行）

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯への支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことが明確化されました。

更に、生活困窮者住居確保給付金において、転居費用補助が新たに加わり、被保護者に対する自立支援の強化のため、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する特定被保護者が追加されました。

また、生活困窮者自立支援法における支援会議の設置、且つ生活保護法に規定する調整会議又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する支援会議と相互に連携を図ることが任意規定から努力義務化されました。

(4) 災害対策基本法の改正（2021（令和3）年5月施行）

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（※）の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村における個別避難計画の作成が努力義務化されました。

(5) 孤独・孤立対策推進法の制定（2024（令和6）年4月施行）

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国や地方公共団体の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定められました。

第3章 計画の基本方向

1 計画の理念

当計画は、2025(令和7)年度に策定予定の和歌山県新総合計画における長期構想（ビジョン）の内容を踏まえ、誰もが人権を尊重され、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加でき誰もが役割を持ち、互いに支え合うことができる「地域共生社会」の実現を推進します。

2 施策の方向性

計画の理念に基づき、支援を必要としている住民（以下「要支援者」といいます。）を漏れなく把握し、適切な支援へつなげる支え合いの仕組みをつくること、多様な担い手を確保し、地域の支え合い活動を促進すること、そして、すべての市町村において地域の実情に応じた体制が構築されることをめざし、次の5つの項目を施策の方向性とします。

（1）包括的な支援体制の構築推進

地域の生活課題が多様化・複雑化する中、包括的な支援体制の構築が必要です。住民の主体的な参画のもと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の地域福祉関係団体だけでなく、商店、学校等も含めた地域で活動する多様な組織が連携する住民同士の支え合う体制や、行政の関係部署に加え、様々な支援機関が分野を超えて連携し、包括的に相談を受け止める体制の構築を推進します。

（2）互いに支え合う地域づくり

地域福祉を推進するためには住民の主体的な参画が必要です。地域住民が地域福祉の担い手として主体的に地域づくりに関わっていくためには、住民交流の場づくりや、地域の実情や地域活動に関する情報の提供を通じて、地域の担い手としての関心を高め、活動を促すきっかけづくりが重要となります。そのため、県では、人権尊重の視点に立ち、地域における包括的支援体制整備や福祉サービスを利用しやすい環境づくり、地域福祉を支える人材の確保、避難行動要支援者の防災対策等、様々な事業に取り組むとともに、国・県の事業や支え合い活動の先行事例等の情報を提供することなどにより、市町村へ支援を行い、住民主体の地域福祉活動を推進します。

各市町村においては、地域の実情に応じて、国・県の事業や情報を活用し、支え合い活動を更に進めていくことが重要です。

（3）地域福祉を担う多様な担い手づくり

福祉サービスへのニーズが多様化・高度化する中、福祉・介護の労働市場においては、高い離職率と相まって常態的な人材不足が続いているおり、その確保が大きな課題となっています。このような状況を改善できるよう、良質な福祉サービスを提供できる人材を育成し、確保に努めます。

また、地域においても、少子高齢化等の影響による自治会や団体等の担い手不足が叫ばれています。地域福祉の担い手としては、地域福祉の軸となる社会福祉協議会及び民生委員・児童委員をはじめ、既存組織である自治会・老人クラブ・学校関係者・P T A・企業等、一定の目的のために組織されたボランティア団体などのN P O（※）、地域に密着した事業者である福祉サービス提供者・郵便局・電力会社・農業協同組合・新聞販売所・宅配事業者・飲料販売事業者・商店・医療機関等、専門職の弁護士・司法書士・社会福祉士等、そして行政機関である地域包括支援センター・福祉事務所・市町村・警察など、地域で活動する多様な組織が考えられます。

身近な地域において多様な地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、住民に対して福祉教育・啓発を行い、福祉意識の醸成を図ります。

（4）福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり

要支援者が必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、福祉サービスの質の向上や福祉サービスの利用に関する苦情解決のための実施体制の確保に加え、判断能力が十分でない人の権利を擁護するための取組を推進します。

（5）災害にも強い地域づくり

災害は、高齢者、障害のある人、こどもなど、社会的に弱い立場にある人に特に大きな被害をもたらします。また、平時では見られなかった複合的な福祉ニーズが現れ、長期間に渡る対応が必要となる場合があります。災害時にこのような福祉ニーズに対応するためには、平時から行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、N P O、医療機関等の多様な主体がそれぞれの立場や役割を相互に理解し、顔の見える関係づくりを進めていくことが重要です。

住民が災害時を想定して、安心・安全に暮らすことができるよう、地域において様々な関係者が相互に連携しながら支援にあたることができる体制構築を推進します。

第4章 和歌山県の施策展開

1 包括的な支援体制の構築推進	(1) 市町村における包括的な支援体制の構築推進 ① 社会的孤立の防止 ② 地域力の強化 ③ 多機関の協働 ④ 地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源 (2) 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割～地域福祉の担い手～
2 互いに支え合う地域づくり	(1) 人権を尊重した地域福祉の推進 ① 人権尊重の視点に立った行政の推進 ② 人権教育・啓発の推進 ③ 相談・支援・救済の推進 ④ 推進体制の整備 (2) 地域福祉施策推進 ① 生活困窮者の自立の推進 ② 高齢者の社会参加の促進 ③ 障害のある人の社会参加の促進 ④ 子育て支援を通じた支え合い活動の促進 ⑤ 高齢者、障害のある人、児童に対する虐待防止 ⑥ DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援 ⑦ 自殺対策の推進 ⑧ ひきこもり状態にある人への支援 ⑨ 矯正施設退所後の社会復帰の支援 ⑩ 住宅確保に配慮を要する方への居住支援 ⑪ 消費者被害等の未然防止 ⑫ ジェンダー平等の推進 ⑬ 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保 ⑭ 健康づくりの推進 ⑮ 保健・医療・介護・福祉等の連携 ⑯ ICT・IoT活用による利便性の向上
3 地域福祉を担う多様な担い手づくり	(1) 民生委員・児童委員活動の促進 (2) ボランティア活動の促進 (3) NPO活動の促進 (4) 社会福祉協議会の活動への支援 (5) 福祉教育・啓発の推進 (6) 福祉職場への人材確保対策
4 福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり	(1) 健全な事業運営の確保 (2) 福祉サービスの点検・評価 (3) 苦情解決の仕組みの整備 (4) 福祉サービスの適切な利用等の推進 (5) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備
5 災害にも強い地域づくり	(1) 災害に備えた地域づくりの推進 (2) 避難行動要支援者への支援体制強化 (3) 災害派遣福祉チームの体制強化 (4) きめ細かな被災者支援の体制整備 (5) 円滑な避難所運営の強化 (6) 社会福祉施設等の防災対策強化 (7) 防災知識の普及・啓発

1 包括的な支援体制の構築推進

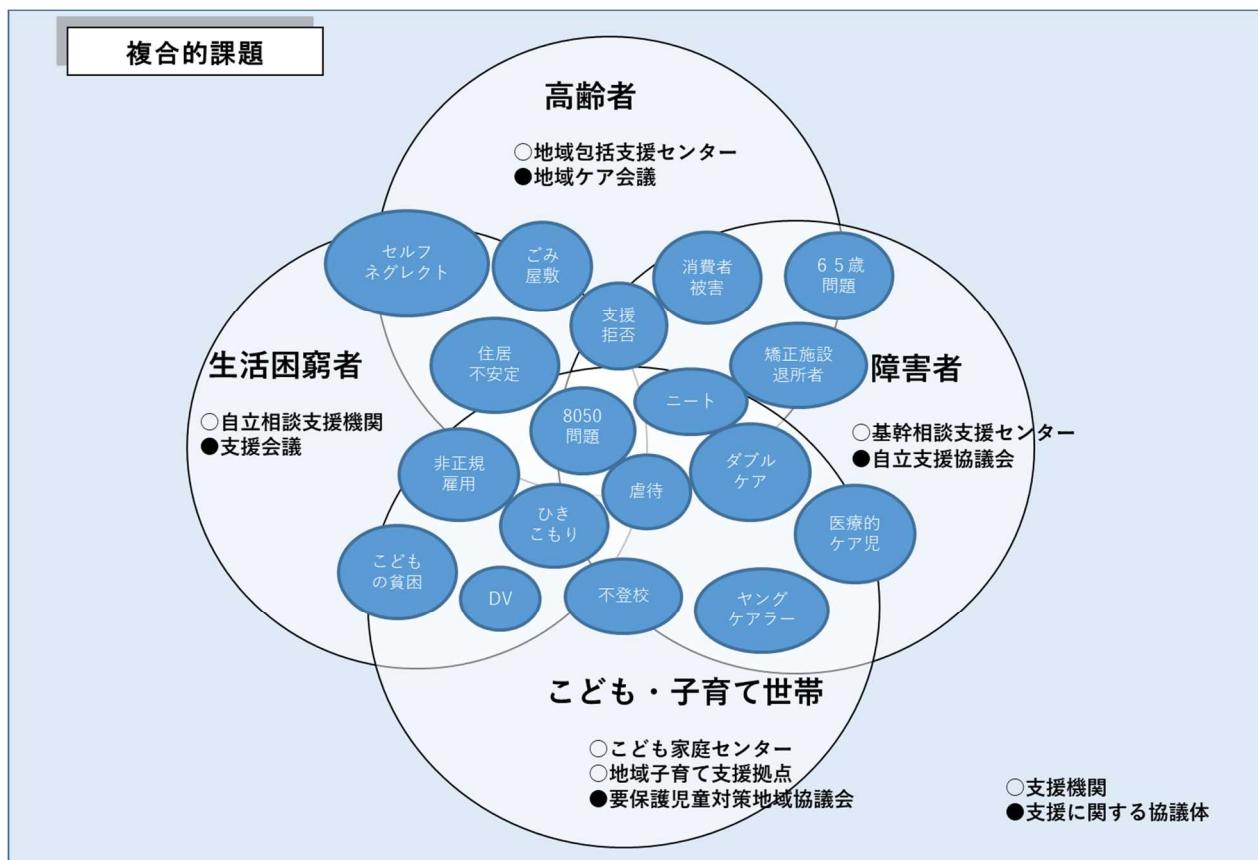
(1) 市町村における包括的な支援体制の構築推進

①社会的孤立の防止

○ 血縁、地縁、社縁などの希薄化による関係性の貧困や、約3年にわたったコロナ禍を要因とする社会的孤立が、高齢者に限らず、若者や中高年など世代を超えて拡大しています。80歳代の親と50歳代のひきこもりの子の世帯（8050問題）、介護と育児の両方に課題を抱える世帯（ダブルケア）、ヤングケアラー、ひとり親家庭、刑務所からの出所者、ホームレスなど、様々な課題を抱え、生きづらさを感じながら、地域や社会とのつながりを失って孤立する世帯が増えています。厚生労働省の調査によると相対的貧困の状態にあるこどもは9人に1人で、貧困は、世代間で連鎖する傾向があります。

また、児童や高齢者、障害のある人への虐待、高齢者、障害のある人を狙った消費者被害、孤立死など、地域の見守りによって防ぐことができる可能性があるケースも数多く起きています。様々な課題を複合的に抱える人に対しては、分野を横断した支援に加え、地域住民等の支援により、社会的孤立を防止することが必要です。

○ 2024（令和6）年4月に施行された孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、地域においてこれまでに構築されてきた支援体制との連携を図りつつ、効果的な取組について検討します。



②地域力の強化

- 課題を抱えている人々の中には、自分自身の課題に気づいていない、あるいは自ら助けを求めることができない状態にある場合があります。このような人々を把握するために、地域住民などの身近な人々による見守り活動が大きな役割を果たします。見守り活動の中で、声かけなどのつながりができ、困りごとがあっても支え合う関係を育むことができます。
- 孤立する方を早期に発見するために、民生委員・児童委員の相談援助活動に加え、地域見守り協力員制度に基づく見守り活動や郵便配達等の民間事業者が日常業務の中で行う見守り活動、認知症の人とその家族の見守り・支援を実施する認知症サポートの一養成等、地域の実情に応じた重層的な見守り体制の構築を推進しています。
- また、誰でも気軽に立ち寄ることができる通いの場や、相談に対応できる場を設けることが有効であるため、高齢者サロンや子育てサロン、こども（地域）食堂（※）などの住民主体の地域福祉活動を支援します。対象者を限定せず、高齢者や障害のある人、子育て世代、こどもなど地域に暮らす多様な人々が集い、交流できる全世代・全分野の場があれば、多世代の関わりの中で、幼少期から地域の文化や多様な暮らしぶりに触れることにより、地域への意識を育み、地域で互いに見守り合い、支え合うという機運づくりや安心感につながります。
- 活動拠点としては、公民館、集会所、学校の空き教室、空き家、空き店舗等、地域の資源を再評価して活用することが考えられます。また、隣保館は、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の相談や人権課題解決のための各種事業を総合的に実施しているため、地域福祉推進の拠点としての活用を促進していきます。
- さらに、課題を抱える住民を地域住民等で支えていくための体制づくりを進める必要があります。しかし、実際に地域住民が課題を抱える住民に接触し、話を聞き、解決に導くことは難しいことです。身近な地域だからこそ、あまり関わりたくないと考える地域住民も多いため、課題を抱える住民の思いや状況を代弁する等、地域住民と交流する場を設定する調整役（コーディネーター）を置くことが有効です。地域住民が調整役（コーディネーター）とともに、課題に対応する経験を積み重ねることにより、地域住民の意識が変化し、地域全体の課題解決力が底上げされていきます。
- 買い物やごみ出し、外出支援といった日常生活機能の確保のための住民主体の地域福祉活動を支援します。地域福祉活動を実施するにあたっては、従来の福祉概念によるものだけでなく、防災、まちづくり、教育、商工、農林水産、交通といった他分野との協働と連携による総合的なコミュニティ施策として考えていくことが大切です。
- また、介護保険制度の地域支援事業において、地域の実情に応じた生活支援サービ

スの創出・育成、また、元気な高齢者が地域ニーズに応じた活動の担い手として活躍できる仕組みづくりなどを行う生活支援コーディネーター（※）と連携することが効果的です。

- 地域の持続や発展のためには、将来を担う若者が積極的に地域づくりに参画することが期待されます。また、若者の柔軟な発想を生かす、若者が主体となる活動は、地域に活力を与えます。このため、体験学習の充実、大学との連携、学生ボランティアの活用など若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどを支援します。
 - 外国人も含めた住民が地域づくりに参画していくためには、基本的な読み書きや日本語を理解し、意思表現や交流を通じて地域や社会とつながりを深めていくことが大切です。このことから、地域において識字学級や日本語教室の開催、夜間中学の設置等、学びを必要とする人に学ぶ機会を提供する取組を実施することが必要です。
 - 住民自らが地域の生活課題に気づくという主体的なきっかけがなければ、地域住民の自発的で主体的な活動は生まれません。住民の自主的な地域福祉への取組を促進するために、住民向けに学習の機会を作り、住民自身による地域課題への気づきや行動を促していく様子に、福祉と自治の両面を醸成する社会教育を実施することが重要です。
- ◆ 市町村が把握する居場所（サロン等）：1,619か所（2023(令和5)年12月末現在）
- * 居場所…身近な地域を拠点として、高齢者や障害のある人、子育て中のなど、茶話会やレクリエーション等を定期的に開催し、仲間づくり・交流を行うサロンや世代や属性を超えて住民同士が交流できる場（民間サークル等が運営するものを含む。）

【事例 1】住民主体の地域づくり（和歌山市高松地区）

和歌山市にある高松地区では、自治会、老人クラブ、地区社会福祉協議会などと大学生が協働し、地域資源である「新堀自治会館」と「新堀児童公園」を活用した子どもの居場所づくりに取り組んでいます。「みんなの夏休み」と題したこの取組は、夏休み期間中の小学生が、勉強・世代間交流・スポーツなどを楽しむことのできる居場所を作ろうと、2024(令和 6)年に初めて開催されました。

開催日当日は、地元の高校生にもボランティアスタッフとして参加してもらい、夏休みの宿題や「防災すごろく」づくり、ボッチャ、昔遊び体験（割り箸鉄砲、竹の水鉄砲、竹とんぼ）など、世代や立場をこえて、全員が楽しめるプログラムを実施しました。

高松地区では子どもクラブの廃止や自治会の加入率低下により、担い手不足や近所付き合いの希薄化が課題となっていました。そのような中、自治会の会議で「地域の子どもが気軽に集まることができる場所を作りたい」と提案があったことをきっかけに、地域の居場所づくりについて勉強をしている大学生の協力も得て実行委員会が立ち上りました。

取組を提案した実行委員会メンバーは「最初はどれくらいの人が協力してくれるか不安もあったが、いざ声をかけてみると若い子育て世代も含め、たくさんの人が力を貸してくれた。最初の声かけやきっかけがないだけで、地域のために何かしたいという思いや得意分野を持った人は必ずいる。今後も多世代が交流することができる場として、みんなで力を合わせて継続的に開催していきたい。」と話します。



ボッチャ



竹とんぼ



防災すごろく

【事例 2】地域における多様な社会資源～隣保館の取組～

隣保館は、社会福祉法第2条に基づく隣保事業（※）を実施する施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行ってています。

隣保館が設置された歴史的背景には、長く続いた厳しい差別の結果、教育や産業の格差、不安定な就労による生活困窮等の生活環境の問題があります。

これらの問題を解決するために、世帯訪問による生活実態の把握、専門家の隣保館への巡回による健康相談や職業相談のほか、地域住民が主体的に参加する、識字学級や書道教室などの各種教室やサロン、祭の開催など、さまざまな取組を行っています。識字学級では、「差別により奪われた文字を取り返す」という視点に立ち、免許や資格を取得するための学習に取り組み、特に地域における女性の自立につながりました。

県内では、17市町に54の隣保館があり、地域によっては「文化会館」「文化センター」などの名称で呼ばれており、日頃から地域の身近な相談先、また地域住民の交流拠点として世代を超えて親しまれています。最近では、包括的支援体制の整備において必要とされている断らない相談支援、地域づくりに向けた支援、地域社会へ参加していくための支援を地域で長年実践してきた社会資源のひとつとして、その役割が期待されているところです。



識字教室（平井文化会館）



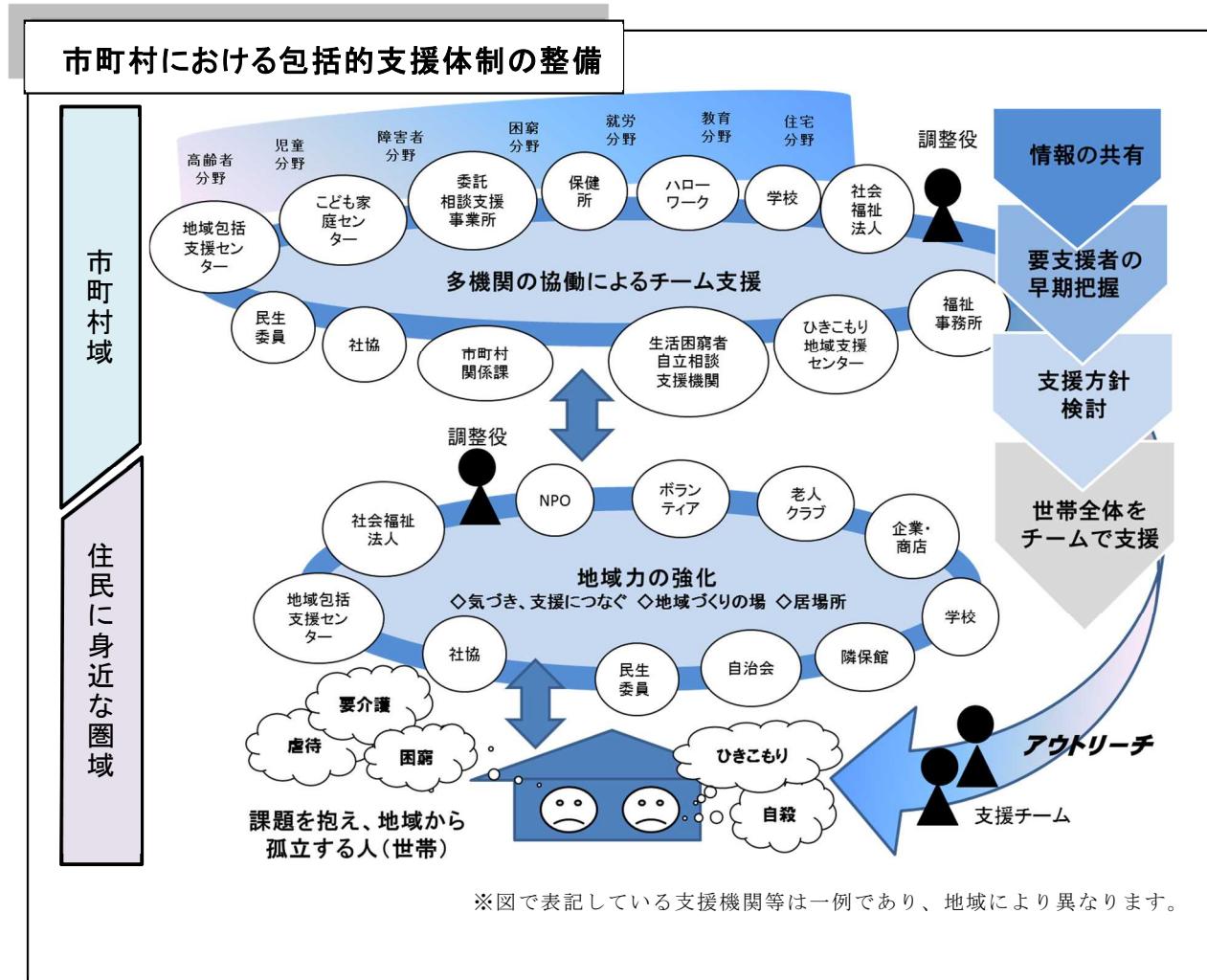
夏まつり（岩橋文化会館）



百歳体操（すさみ町住民福祉会館）



避難訓練（すさみ町住民福祉会館）



③多機関の協働

- 公的福祉サービスは、これまで高齢者、障害のある人、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談機関により支援の充実が図られてきました。しかし、経済的困窮や、病気、住まいの問題、不安定雇用など複合化した課題を抱える場合では、一つの福祉分野の制度だけで解決することはできません。多種多様で複合的な課題を解決するためには、支援関係機関が分野横断的に連携を図り、相互の協力を円滑に行い、課題を抱える住民や世帯に対する支援を包括的に提供する必要があります。
- このため、市町村において、ワンストップかつ包括的に対応する窓口の設置や既存の相談支援機関等で編成したチームによる支援など、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築を進めます。
- チーム支援を実施するうえでは、調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。調整役（コーディネーター）は、相談者本人のみならず、その属する世帯全体の複合的な課題を解きほぐし、関係する相談支援機関と連携し、チームで必要な支援内容を検討します。
- 様々な相談を断らず受け止める入口支援とともに、受け止めた後、継続的にかかわ

る出口の支援も併せて必要となります。課題を抱える本人や世帯が、ライフステージが変化するに従って、抱える課題が変化するケースや新たな課題が発生するケースに対応していくため、本人や世帯に寄り添った中長期で継続的に関わる伴走型の支援が重要です。

○ 支援を必要とするケースの中には、窓口に相談にやってくる気力を失っている場合や支援を拒否する場合もあります。このような場合にも、チームで支援を検討の上、アウトリーチ(※)により信頼関係を構築し、継続的な支援につなげることが必要です。

○ 地域によっては様々な協議の場やコーディネート機能が複数存在し、参画する関係者が重複している場合があります。新たな場の立ち上げに限らず、既存の社会資源の整理や再構築を含め、効果的な運用ができるよう、地域ごとに適切な体制を整備することが重要です。

○ 県としては、市町村の包括的支援体制整備を進めるため、和歌山県社会福祉協議会と協働し、市町村や市町村社会福祉協議会に対し、先進事例や重層的支援体制整備事業をはじめとする各種制度の情報提供等を行い、地域の実情に合った体制整備を支援します。

また、チーム支援に関わるソーシャルワーカーや行政職員に対し、複合的な課題を抱える人を必要とする支援につなぐ意識付けや事例共有を通じたチーム支援力の向上を目的とした研修を実施し、多機関協働や地域づくりをコーディネートする人材を育成します。

④地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源

地域住民が主体的に地域の課題を解決していくためには、財源の確保が必要となります。その際、公的財源のみでなく、地域福祉推進を目的とする共同募金や企業の社会貢献活動による基金等の民間財源の活用など、必要な財源を自ら確保するファンドレイジング(※)を意識することが重要です。

県としては、地域福祉推進を目的とする共同募金運動(※)を活性化させるため、どのような形で役立っているのか、寄付者が実感できるように周知に努めます。

【事例 3】 和歌山市における重層的支援体制整備事業

〈事業内容〉

和歌山市では、地域福祉を推進するにあたり、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業を2021(令和3)年度から実施しています。

〈断らない相談支援体制〉

地域包括支援センターなどの相談窓口において、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行っています。

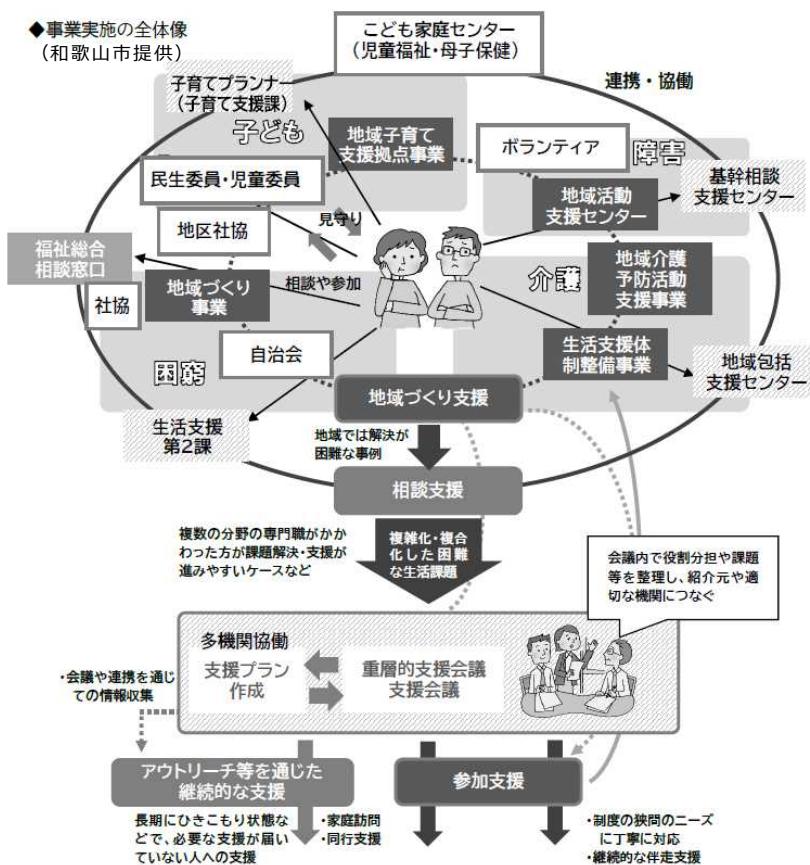
また、ひきこもり状態にある人など、必要な支援が届いていない人には、本人との信頼関係構築に向けた丁寧な働きかけを行っていくとともに、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例（複雑な課題を抱える家族など）に対しては、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理するなどして、ケースの調整を行っています。

〈参加支援〉

課題を抱える人が地域社会に参加していくために、本人と支援メニューのマッチングを行います。既存のサービスでは対応できない場合には、社会資源に働きかけることや既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズにあった支援メニューをつくります。

〈地域づくり事業〉

地域に居場所や地域住民の活動場所を確保し、「人」と「人」、「人」と「場所」をつなぎ合わせるコーディネート機能を整備することで、住民の暮らしを支え、多様な社会参加を実現するための地域をつくります。



【事例 4】白浜町「生活困窮者支援プロジェクト会議」

〈事業内容〉

白浜町では、2016(平成 28)年度から「生活困窮者支援プロジェクト会議」を立ち上げ、生活困窮者支援に関する情報の共有や支援の調整及びそれらを支える社会資源の創出を図っています。

「生活困窮者支援プロジェクト会議」では、民生課福祉係が事務局を担い、西牟婁振興局総務福祉課や地域包括支援センター、白浜町社会福祉協議会、西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわの相談員などの身近な関係者が集まり、個別ケースを検討し、支援方針等を一緒に考えています。

取り扱うケースは非常に幅広く、内容に応じて保健センター・教育相談室ふれあいルーム、生活困窮者や自殺企図者の支援を行っているNPO法人白浜レスキューネットワーク、ひきこもり者の支援を行っているNPO法人ハートツリーなどの支援者に対して参加要請を行い、世代や分野を超えた支援の検討を行っています。

このような支援体制を構築するために、白浜町では、普段から支援機関同士の顔の見える関係づくりを大切にしています。そして、地域の社会資源や人材をつなぎ合わせ、多機関・他職種協働をコーディネートすることにより、複合的な課題を抱える人や制度の狭間に陥るケースなどを早期に把握し、必要な支援に適切につなげることができる体制づくりを推進しています。



生活困窮者支援プロジェクト会議の様子

(2) 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割～地域福祉の担い手～

ア 県

- 地域福祉を県内全域で推進していく役割を担います。
地域福祉の理念や仕組み等の普及啓発に加え、広域的な立場から関係機関等への協力要請を行うことにより、市町村等が取り組む地域福祉施策を支援し、包括的な支援体制整備の構築を推進します。
- また、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応とともに、必要に応じて国等に働きかけを行うなど、地域福祉推進体制の整備に努め、住民の誰もが人権を尊重され、安心して自分らしく暮らすことができる和歌山を創ります。

イ 市町村

- 住民が安心して自分らしい生活を送ることができる環境をつくることは、市町村の基本的な役割です。公的な福祉サービスを適切に運営することに加えて、地域福祉活動のための基盤整備、包括的な支援体制整備など、あらゆる方法により住民の生活課題の解決に取り組む必要があります。
- そのため、市町村地域福祉計画を策定することにより、地域の課題を住民や地域で活動する多様な組織と共有して、解決をめざすような仕組みを構築するとともに、住民により集められた地域の生活課題を福祉に関する施策に反映させ、住民の地域福祉への関心を高める必要があります。

また、高齢者や障害のある人などが地域で自立した生活を送るために、法人後見（※）や福祉サービス利用援助事業（※）を実施している社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う関係機関を積極的に支援する必要があります。

ウ 社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条及び第110条により、その役割を「地域福祉の推進を図ること」と明確に規定されており、行政とともに福祉の両輪として活動しています。
 - 和歌山県社会福祉協議会は、広域的な見地から社会福祉を推進しており、市町村社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付事業（※）、福祉サービス利用援助事業、福祉サービス運営適正化委員会（※）など福祉サービスの利用者の保護に関わる事業等に積極的に取り組むとともに、和歌山県災害ボランティアセンター、和歌山県成年後見支援センターを設置するなど、時代のニーズに即応した事業展開を行っています。
- また、県と一体となって地域福祉を推進する役割も担っており、市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉推進のモデルの提案や事業方針の助言を行うなど、広域的・専門的な見地から地域福祉の推進をリードすることが求められています。

○ 市町村社会福祉協議会は、社会福祉を推進するための各種事業や住民参加の促進に取り組んでおり、地域によっては、介護サービスの事業を実施し、介護保険制度の担い手としても重要な存在です。

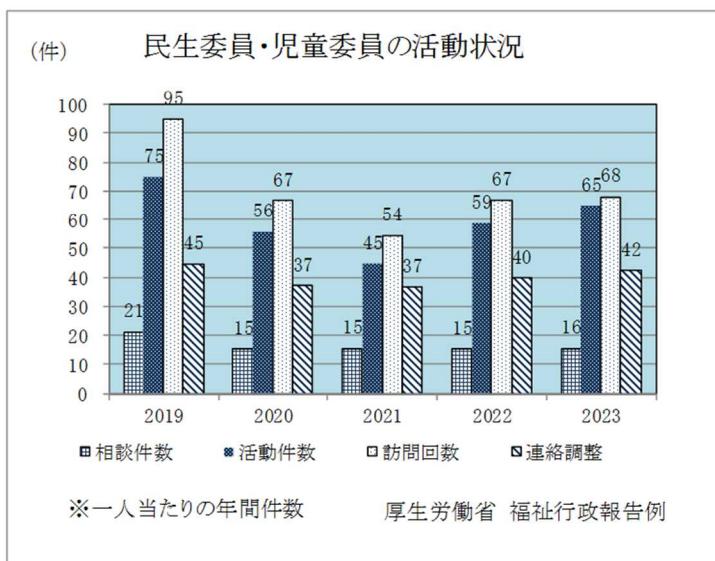
また、地域における包括的支援体制の核として、市町村と一体となって、住民、関係機関や団体等の主体的な活動を推進する役割を担っています。

エ 民生委員・児童委員

○ 民生委員・児童委員は、地域住民にとって「顔の見える」最も身近な相談者として、住民の生活状態の把握、相談助言、福祉サービス情報の提供及び行政機関の業務への協力等重要な役割を担っています。

○ 社会的孤立や経済的困窮といった課題を抱える生活困窮者の自立支援が問題となっている昨今、相談窓口にたどりつけない要支援者を見逃さず必要なサービスにつなげていく役割が特に重要となっています。

◆ 民生委員・児童委員数：2,619人（2024(令和6)年12月1日現在）



オ 地域見守り協力員

- 地域見守り協力員は、地域全体を互いに見守り・支えあえる地域づくりに向けた活動を広めていくために、行政や福祉関係機関、地域の民生委員・児童委員等と連携・協力して、普段の生活の中で、高齢者等へのさりげない見守りや声かけなどを行います。地域ごとの実情に応じた見守り活動に、可能な範囲で協力いただくボランティアとして、県はその活動を積極的に支援しています。

カ 自治会、自主防災組織

- 自治会は、地域住民すべての加入を前提とした地域そのものの団体であり、その安定的な自治活動により、住民の支え合い機能を担っています。
住民の最も身近な組織として、より多くの世帯が加入することで地域の連帯感を高め、日常生活における隣近所の支え合い機能を促進させることが重要です。
- また、南海トラフ地震（※）の発生が懸念される中、自主防災組織は、市町村や防災関係機関と連携し避難訓練や避難行動要支援者の避難誘導等に取り組むことが必要です。

キ 老人クラブ

- 老人クラブは、地域の高齢者で組織され、もともとは会員の生きがいや健康づくりなどの活動が中心でしたが、元気で社会参画意欲の高い高齢者の増加と、その豊富な経験や知識に対する社会的ニーズから、地域で様々な活動を展開しています。
- 生活を豊かにする楽しい活動を行うほか、清掃活動や、要支援者の見守りなどのインフォーマルサービス（※）を実施する役割を担っています。

◆ 老人クラブ数・会員数：1,348 クラブ・56,143 人（2024（令和6）年3月末現在）

ク ボランティア団体などNPO

- 住民の自主的・主体的な社会貢献活動として個人や団体によるボランティアの活動が広がっており、地域福祉においても、多くの団体が重要な役割を担っています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するために、このような自主的・主体的な社会貢献活動を促進するとともに、その自主性を尊重した協働・連携の取組を進める必要があります。

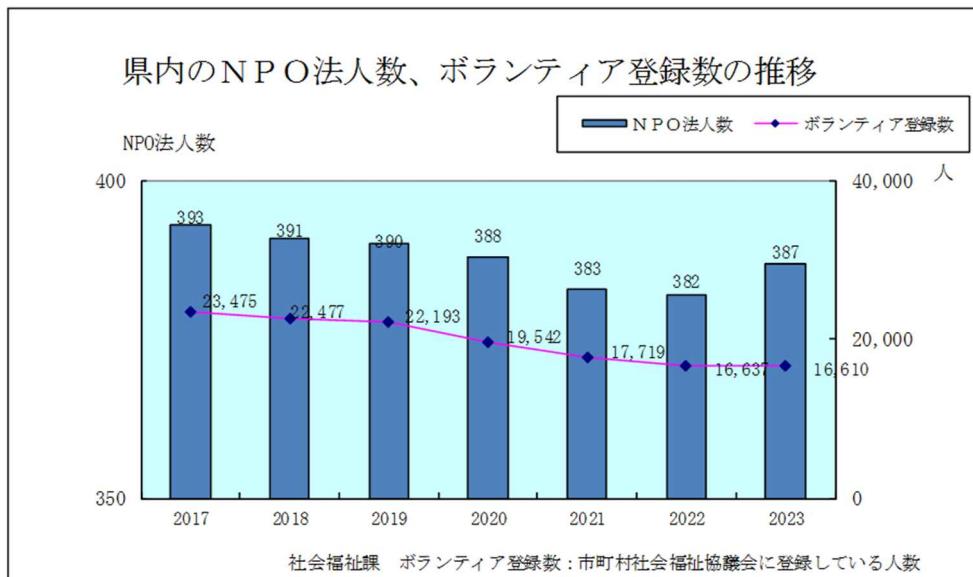
◆ 県内NPO法人数：387 法人（2024（令和6）年3月末現在）

◆ 県内ボランティア登録数

　　団体数：553 団体（2024（令和6）年3月末現在）

　　個人数：1,164 人（2024（令和6）年3月末現在）

　　* 市町村社会福祉協議会に登録している団体及び個人



ヶ 学校関係者等

- 学校、家庭及び地域は、こどもたちが地域で健やかに成長できるよう連携・協力し、日常における見守り、安全で安心な放課後や週末等の居場所づくりを行うほか、福祉活動の体験や地域住民との交流の場を提供します。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（※）を通じて、地域と学校が連携を深めます。

コ 地域密着事業者等

- 郵便局、電力会社、消費生活協同組合、農業協同組合、新聞販売所、宅配事業者、飲料販売事業者、商店、医療機関、金融機関等、地域の住民と密着している事業者は、その事業活動を通じて、地域住民の状況を把握することができます。特に2013（平成25）年度からは、県内全域で営業活動をしている民間事業者と協定し、日常業務の中で見守りを行い、異変に気づいた場合には、市町村担当窓口に連絡し高齢者等の確認・支援を行う取組を実施しております。
- 地域の一員、そして支え合いネットワークの一員として、「地域福祉活動への主体的な参画」や「事業活動を通じた見守り活動の実施」といった役割を担っています。
 - ◆ 見守りについての協定を締結した事業者：11業種・14事業者
(2024(令和6)年12月末現在)

サ 企業

- 企業は、地域の一員として、企業が有する人材や施設等を地域社会への貢献活動に活用することなどにより、CSR（企業の社会的責任）（※）を果たさなければなりません。例えば、本来の活動を生かした、買い物支援や移動支援のサービス提供や、要支援者への個別の生活サービスの提供、ボランティア活動やスポーツレクリエーション活動等を通じた住民との交流などの活動が考えられます。
- また、障害者雇用の拡大、子育てや介護と仕事が両立できる雇用環境の整備に取り組む必要があります。

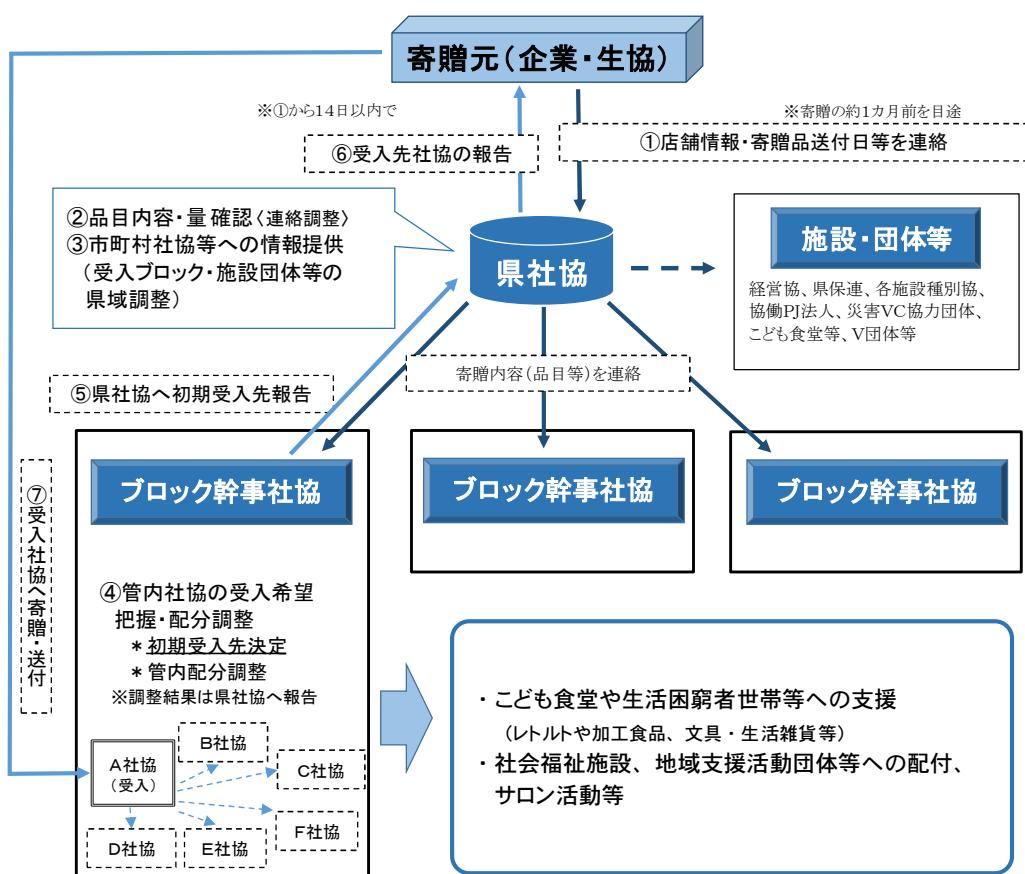
【事例5】地域福祉活動の推進に係る企業・生協と社協の連携

〈事業内容〉

和歌山県社会福祉協議会では、「食品ロスの削減と資源の有効活用」及び「生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援をはじめとする地域福祉の推進」を目的に、2021（令和3）年8月23日に株式会社オークワと、2024（令和6）年4月25日にわかやま市民生活協同組合（以下「わかやま市民生協」といいます。）とそれぞれ「和歌山県における地域福祉活動の推進に係る連携・協力に関する協定」を締結しました。

この取組は、株式会社オークワでは社内販売期限を迎えた精米を、わかやま市民生協では販売基準を超えた商品をそれぞれ和歌山県社会福祉協議会に寄贈し、各市町村社会福祉協議会の協力により、社会福祉施設・団体、こども食堂等を運営するボランティア団体・NPO法人、支援を必要とする個人・世帯などに配分し、地域福祉の推進に役立てるものです。県内の取組としては、2019（令和元）年の株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定に引き続き、2例目、3例目となります。

社会福祉協議会のネットワークを活用することで、企業や生協の地域貢献を生活に困難を抱える方々への支援につなげることができ、地域共生社会の実現の一助となる取組が展開されています。



シ 福祉サービス提供者（社会福祉法人等）

- 社会福祉法人等は、福祉サービス提供の主役です。利用者一人ひとりの人権を尊重し、個々の状況に応じたきめ細かなサービスを提供するという本来の役割に加えて、地域の資源であるという認識のもと、地域福祉活動に積極的に取り組む役割が

あります。

これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら「地域における公益的な取組」の実践を通じて、積極的に住民の主体的な地域づくり活動や包括的な相談支援体制づくりに貢献していくことが必要です。

【事例 6】制度の狭間にある福祉課題・生活課題への協働プロジェクト

(和歌山県社会福祉協議会)

〈事業内容〉

和歌山県社会福祉協議会は、県内の社会福祉法人が連携・協働し、様々な生活課題を抱える地域住民の相談に応じたり、具体的な日常生活上の課題解決に取り組むことを推進・支援するために「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト推進委員会」を設置し、現在 44 の県内の社会福祉法人が参画しています。これまで①「居場所づくり」の普及検討、②社会福祉法人による相談支援、③災害時の福祉的支援の 3 つの小委員会を設置し、「地域における公益的な取組」を共に考え、具体的な実践を検討してきたほか、「地域共生社会の実現に向けた取組の促進モデル事業」等を通じて法人の取組を促進しています。

社会福祉法人は、それぞれの特性を活かし、地域の小学生を対象としたこども食堂や誰もが利用できるカフェなどの居場所づくりや地域住民向けの講座、相談会等の実施に取り組んでいます。



協働プロジェクト推進委員会 総会



(社福) 白浜コスマス福祉会
「カッフェ ラ・パチエ」

地域のサロンと協働し、誰もが利用できる、家庭や職場、学校以外の第 3 の居場所として、居場所づくり事業や交流会を実施しています。



(社福) 一麦会
「社会的孤立状態にある思春期世代の居場所事業」

生きづらさを抱えた思春期世代の若者を対象とした居場所づくりを実施。夜間の開所では食事の提供を行いました。

ス 医療機関

- 医療機関は、患者の治療だけにとどまらず、治療を通してそれが抱える課題を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保健・介護・福祉サービス等の関係機関との連携を図る必要があります。

セ 弁護士、司法書士、社会福祉士等

- 地域における課題が多様化、複雑化する中、困難事例等の解決のために、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の今後一層の協力が期待されます。

また、成年後見制度（※）の普及に関しては、専門職団体として、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいても積極的な役割を担っています。

ソ 地域住民

- 多様化する地域の生活課題への対応においては、公的な福祉サービスによる解決だけではなく、住民同士の支え合いの果たす役割が重要です。

例えば、身近な住民でなければわからないことについて、「支援の必要があれば行政等へつなぐ。」、「できることは自らが支援する。」といった、住民自らが、その解決に向けた一歩を踏み出すことが求められます。

- そのためには、住民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、住民が他人事ではなく、自分のこととして、地域のことを認識し、自らが主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。地域をより良くしていくためには何をするべきかを考えて行動に移す、そのような主体性が地域福祉の原動力となります。

県は、地域住民の地域福祉計画策定への主体的な参画、地域で活動する多様な組織や行政との連携など、積極的な地域福祉活動を促進します。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第 110 条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

2 互いに支え合う地域づくり

(1) 人権を尊重した地域福祉の推進

- 地域福祉を推進していく上で、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点です。人権に関する法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等）を踏まえ、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する人権侵害や同和問題（部落差別）等、様々な人権問題の解決に向けた取組を推進します。
- 「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）（※）」の考え方に基づき、地域において様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくという地域福祉を推進します。
- 障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが社会参加し、活動できる社会こそが本来のあるべき姿であるというノーマライゼーション（※）の考え方に基づき、住民の誰もが支援される対象であると同時に、地域福祉の担い手として活動できる社会づくりを推進します。

上記の3項目を基本として、次の取組を進めます。

①人権尊重の視点に立った行政の推進

県が実施するすべての業務は、人権と関わっています。和歌山県人権施策基本方針に沿って、常に人権の尊重を念頭に置いて実施します。

②人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、共に生きることの重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、社会に現に起こっている問題に対応できるような力を身につけることが大切です。

このような認識のもと、人権教育・啓発の実施に当たっては、県民の理解と共感が得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体と連携し、家庭・学校・地域社会・職場等あらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

③相談・支援・救済の推進

人権に関する相談の内容が多様化・複雑化する中、県民が戸惑うことなく速やかに相談することができるよう、市町村・関係機関等と連携・協力を行いながら、相談機能の充実を図ります。

また、緊急に避難や保護を必要とする女性やこども、高齢者、障害のある人に対しては、一時保護や自立支援等を行います。

さらに、様々な分野の人権問題に関わる誹謗、中傷、忌避、排除等の人権侵害事件

については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村と連携しつつ事件に対応するための体制を整備し、行為者への啓発や話し合いの仲介、あるいは被害者への助言や情報提供を行うことにより、救済の一助とします。

加えて、情報化の進展に伴い、インターネット上への差別書き込みも発生しているため、差別書き込みの把握を行うとともに、国や市町村等と連携し、被害の拡大防止を図ります。

④推進体制の整備

ア 人権行政を県政の重要な柱と位置付け、全庁的な推進体制のもと、総合的に施策の推進を図ります。

イ 和歌山県人権啓発センターにおいて、組織の機能強化やスタッフの育成・確保を図るとともに、総合的な情報の収集と発信、様々な啓発手法の研究や関係機関との連携・協働による効果的な啓発・研修事業の実施、講師の派遣、人権に関する様々な相談への対応等、機能のより一層の充実を図ります。

ウ 国・県・市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら効果的な人権施策を推進します。

エ 人権が尊重される社会づくりを推進するためには、県民一人ひとりが主体的に社会のあらゆる分野において取り組むことが求められています。

また、企業やN P O等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性や柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権問題の解決に向けて大変重要なものです。

このことから、住民や企業、N P O等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援等の取組を推進します。

(2) 地域福祉施策推進

①生活困窮者の自立の促進

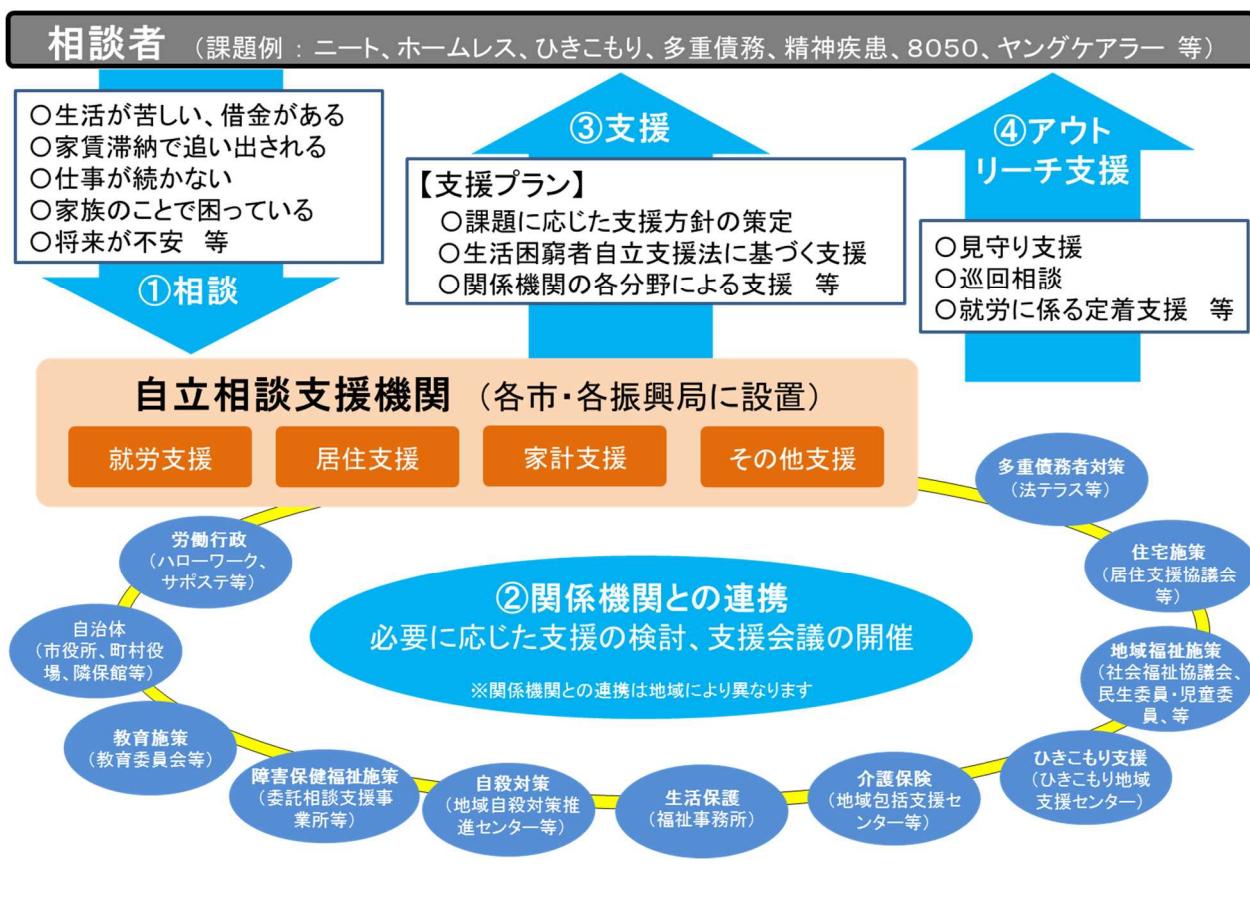
生活困窮者の多くは多様な課題を抱えており、社会情勢の変化に伴い、経済的な問題のみならず社会的な孤立や障害・病気などにより一層課題が複雑化・複合化しています。そのため、地域の関係機関との緊密な連携を図り、包括的な支援を提供することが必要であり、加えて本人の気持ちに寄り添った継続的な支援を行うことが重要です。

自立支援の取組としては、自立相談支援、居住支援や家計支援に加え、直ちに一般就労が困難な場合も含めた就労支援を行うほか、必要に応じて関係機関へのつなぎ支援も行うことで制度の狭間に陥らないよう幅広く対応するよう努めています。

また、本人や家族による支援の同意が得られないために関係機関との間で情報共有ができないケースに対しても、守秘義務を課した支援会議を行うことで、関係機関の持っている情報を集約、状況を把握した上で最適な支援方法を検討するなど、それぞれの役割を理解、共有し、地域によるチームでの自立に向けた支援をめざします。

さらに、自立相談支援機関や関係機関の支援者同士の連携を深めるため、国研修への

参加促進や県研修を実施します。



②高齢者の社会参加の促進

誰とも会話しない日が多い、隣近所の付き合いがない、困ったときに頼る人がいない等、日常生活に不安を感じる高齢者世帯等を地域で支えていくため、元気な高齢者が、培ってきた経験や得意分野の能力を活かし社会参加することを促進するシルバー人材センター（※）や市町村社会福祉協議会等の地域の助け合い活動を推進する団体を支援します。

【事例 7】地域の高齢者を中心とした住民による支え合い活動

〈事業内容〉

橋本市の高野口地区では、2017(平成 29)年 12 月に第 2 層協議体(※)「ささえ愛高野口」を立ち上げ、地域で相互に見守り、支え合う地域づくりに取り組んでいます。

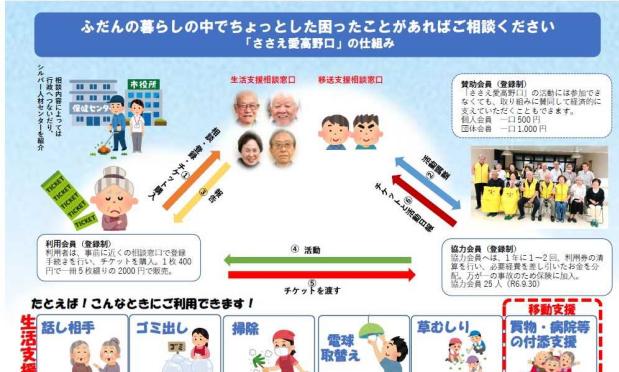
2021(令和 3)年 2 月には、「ふだんの暮らしの中でちょっとした困ったことがあればご相談ください」として、「ささえ愛高野口」が有償ボランティアの取組を開始しました。

有償ボランティアの実際の活動は、ゴミ出しや電球の取り換えなど、ちょっとした困りごとが出てきた高齢者から電話連絡を受けると、登録しているボランティアがお手伝いするというもので、連絡を受けるところから助けにいくまで、すべて地域の方が担い手となっています。

また、ボランティア活動を行う際には、単に作業をして終わるようなことなく、利用者から普段の暮らしぶりなどの話を聞くよう気を配ることで、見守り活動や地域のニーズ把握につなげています。

さらに、「ささえ愛高野口」では、2024(令和 6)年 4 月からは移動支援を開始しています。ボランティア活動を通して把握した地域のニーズとして、買い物や通院のための移動手段が多かつたため、有償ボランティアのメニューに追加したものです。車両は市が購入し、貸借契約を結んだうえで貸与しています。運転者講習を受けた協力会員が運転し、配車調整もボランティアで行っています。

このように、「ささえ愛高野口」などの協議体が中心となり、市町村や市町村社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等が連携、協力して見守り・支え合う地域づくりの取組が進んでいます。



取組のチラシ



移動支援の様子

ささえ愛高野口のメンバー

③障害のある人の社会参加の促進

障害のある人が本人の選択により、地域で自分らしく安心して生活できるよう、身近な地域での相談支援体制やグループホーム、日中活動の場等の障害福祉サービスの充実に取り組みます。

医療的ケアを必要とする子どもとその家族などが地域で安心して暮らしていくよう、市町村や福祉、医療、保育、教育など関係機関が連携し、支援が適切に提供される状況をめざします。

また、障害のある人が、文化芸術・スポーツ分野で活躍できる機会や、障害のある人もない人も一緒に活動できる場を創出します。

そして、障害のある人に対する合理的配慮等の啓発活動を進め、「支える側」、「支えられる側」を超えて、包摂的につながり、支え合う共生社会をめざします。

④子育て支援を通じた支え合い活動の促進

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減・解消するため、妊娠期から子どもが大人になるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対してワンストップで総合的な相談等を行う子ども家庭センター及び子どもの保育所等への送迎や一時預かり等を地域の会員間で相互に助け合うファミリー・サポート・センターの利用を促進するとともに、その他、地域の状況に応じた市町村の取組を促進し、その運営を支援します。

【事例 8】 地域のつながりをつくるこども食堂

〈事業内容〉

こども食堂とは、地域住民が主体となり運営する、こどもが一人でも安心して利用できる無料または低額の食堂のことをいいます。「こども食堂」と言うと、当初、こどもの貧困対策が話題になっていたこともあります、「こども食堂＝貧困家庭のこどもを対象に食事を提供する場」であると誤解されることがあります。こども食堂がこどもの貧困対策の機能を有することは事実ですが、それに加えて、多くのこども食堂は対象者を限定せず、誰でも利用できる「コミュニティ型」の食堂として運営されており、高齢者や障害のある人を含む地域住民の交流拠点としての機能を併せ持っています。そして、地域の居場所としてのこども食堂は、時として、何らかの支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、適切な相談機関等につなげることで、深刻な事態に至るケースを防ぐことができる可能性があります。

和歌山県では、こども食堂の開設や運営を持続的にサポートする体制づくりを目的として、2024（令和6）年4月に「和歌山県こども食堂応援ネットワーク」が設立されました。ネットワークでは、食材・寄付等の分配やマッチングをはじめ、こども食堂関係者間の交流会を行い、アドバイザーを派遣することによりこども食堂の新規開設や運営に関する伴走型の支援を行うなど、運営者に対するきめ細やかな支援を実施しています。また、こども食堂を開設するための費用や、学習支援、多世代交流に係る費用について補助を行っており、2025（令和7）年度中にすべての小学校区にこども食堂が開設されることを目指しています。



サークル「もぐもぐ」が運営するもぐもぐカフェ
(かつらぎ町)



和歌山県こども食堂応援ネットワーク
設立記念シンポジウム



紀美野町こども食堂「キノコ食堂」

⑤高齢者、障害のある人、児童に対する虐待防止

高齢者、障害のある人、児童に対する虐待の防止に向けた取り組みについては、それぞれの対象者や特性に応じた支援を強化する必要があります。

地域における虐待防止の取組としては、地域住民、民生委員・児童委員、福祉サービス事業従事者等が虐待について正しく理解し、虐待の兆候に気づいた時に通報することに加え、適切な相談機関や支援等につなぐことが必要です。

また、家庭においては、生活困窮や介護負担、育児不安等により、保護者や養護者に過重な負担がかかった結果、虐待へと発展してしまうこともあります。このため、虐待を受けた本人に対する支援とともに、保護者等が抱える課題にも注目し、世帯が抱える様々な課題についても、解決を図るよう関係機関が連携して取り組むことが重要です。地域住民等も、普段から隣近所同士の声かけ、見守りを通じて、地域社会から孤立する世帯がない地域づくりを進めることができます。

⑥DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

DV被害への対応については、2002（平成14）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、被害者への支援や保護等の取組が行われてきました。

また、近年は、DV被害だけでなく、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援が求められており、2024（令和6）年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、新たな取組が始まったところです。

県では、和歌山県DV相談支援センターが中心となり、DV被害者や困難な問題を抱える女性の支援に取り組んでいますが、支援対象者に対して適切な支援を提供するためには関係機関との協力が重要であることから、市町村やNPO・民間団体等との連携をより一層推進します。

⑦自殺対策の推進

自殺に至るまでの背景には、健康問題だけでなく、家庭での問題や学校・職場での人間関係等、社会経済的な問題が複雑に絡み合っています。

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的、経済的な視点を含む包括的な取組を進めることが重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となるうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する分野において、より連携の効果を高め、様々な分野で支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、総合的に自殺対策を進めます。

⑧ひきこもり状態にある人への支援

ひきこもり状態にある人は、若者だけでなく中高年世代まで広がり、長期化、高齢化する場合が少なくありません。本人や家族が現状に問題意識を感じていない場合や、地域や社会で孤立している場合、周囲とのかかわりを拒む場合は、支援につなげることが困難です。支援につながらないまま、ひきこもり続けると、将来的に深刻な孤立・困窮状態に陥る可能性があります。

県では、和歌山県精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センター及び保健所において、ひきこもり問題に関する普及啓発や相談及び訪問によるひきこもり者支援を実施します。各市町村が実施するひきこもり支援推進事業（居場所づくり、相談窓口の設置等）をサポートすることで、県全体でひきこもり状態にある人及びその家族の支援を充実させていきます。

⑨矯正施設退所後の社会復帰の支援

和歌山県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害があることにより福祉的な支援を必要とする刑務所等矯正施設の出所予定者等について、関係機関と連携して福祉サービス等につなげる準備を行うなど、司法と福祉が連携して社会復帰及び地域生活への定着を支援し再犯防止に努めます。

また、被疑者・被告人等となった障害のある人などに対して、改善・更生に向けた適切な環境や福祉的手立てを整え、円滑な社会復帰につながる支援を行います。

⑩住宅確保に配慮を要する方への居住支援

高齢者や障害のある人の中には、民間賃貸住宅への入居を希望しても、生活上のトラブル等への懸念から入居を断られるケースがあります。こうした状況は、生活困窮者や子育て世帯等においても、同様であり、住宅確保に配慮が必要な人への支援が求められています。このため、行政、不動産関係団体、福祉関係団体が連携する和歌山県居住支援協議会が、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施します。

⑪消費者被害等の未然防止

高齢者、障害のある人等特に配慮を要する方への消費者被害を防ぐためには、周囲の人々による見守りが重要となります。この取組を推進するため、消費者安全法には高齢者等を見守るための「消費者安全確保地域協議会」に関する規定が設けられています。地域における高齢者等の見守りの強化に向け、消費生活センター等の消費者行政部局、福祉部局、医療機関、地域包括支援センター、警察等がネットワークを構築し、情報収集や相談窓口への通報といった高齢者等を見守る体制づくりを進めいくことが必要です。

⑫ジェンダー平等の推進

地域福祉を推進する様々な活動には、誰もが性別、性自認、性的指向及び性表現にかかわりなく参画する必要があります。住民が、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みによる性差に関する偏見にとらわれず、地域における様々な活動を

主体的に選択し、積極的に参画することができるよう、広報及び啓発活動を通じて、社会的気運の醸成に努めます。

一方、県の審議会等における女性委員の登用率は 35.2%（2024（令和6）年時点）で目標の40%には達しておらず、ジェンダーギャップを解消し、多様な意見を取り入れるためにも、あらゆる分野における政策及び方針決定過程への女性の参画を促進していきます。

⑬生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保

広域的・幹線的なバス路線を維持するとともに、コミュニティバスや乗合タクシーの導入を推進するなど、市町村、事業者及び住民と一体となって生活交通の維持を図ります。

さらに公共交通機関を使用して移動することが困難な高齢者や障害のある人等の安全で円滑な移動を支援するため、市町村と連携を図りながら、道路運送法に基づく福祉有償運送制度（※）の周知を行います。

併せて、ノンステップバスの導入など、公共交通機関のバリアフリー化（※）を推進します。

⑭健康づくりの推進

健康は、充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件であり、地域を支え、その活力を高めるためにも不可欠なものです。

本県における死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が5割を占めており、その中でもがんによる死亡率は全国的にみても高水準で推移しています。

住民が、生涯を通じて健康で暮らせるよう、市町村や関係機関と連携し、子どもの健やかな発育から高齢者の心身の健康づくり活動や、特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病対策及びがん対策の推進に取り組むほか、県が養成した地域の健康推進員による啓発をはじめとする様々な活動を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現します。

⑮保健・医療・介護・福祉等の連携

すべての住民が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、保健・医療・介護・福祉等のそれぞれのサービスを個別に提供するのではなく、一体的かつ切れ目なく提供するシステムが必要です。

地域包括ケアシステムの構築、福祉施設と医療機関との連携による障害のある人に対する各種指導助言や療育相談の実施、質の高い在宅医療を提供するための病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション等の連携による24時間サポートなど、地域において様々な状況に対応できる相談・支援体制の構築を促進します。

⑯ I C T（※）・I o T（※）活用による利便性の向上

過疎化や高齢化が進む地域において、住民の利便性の向上や安心・安全な生活環境を整備するためには、積極的にICT（情報通信技術）やIoT（モノのインターネット）

ット）を活用することが有効で、医療や介護、健康、教育、防災、労働等様々な分野でＩＣＴやＩｏＴが活用されています。遠隔医療、テレワーク（※）、スマートフォン等を利用した見守りやＳＮＳ（※）を利用した相談など新たな取組を促進します。

3 地域福祉を担う多様な担い手づくり

（1）民生委員・児童委員活動の促進

民生委員・児童委員は、地域住民が抱える悩みの相談に対応し、必要に応じ専門機関や福祉サービス等の情報を提供し、関係機関につなぐなど、地域住民にとって最も身近な支援者です。しかし、高齢化・人口減少の進行や、民生委員・児童委員の役割や負担感の増大等により、民生委員・児童委員のなり手が不足している状況にあります。

地域において、社会的に孤立し課題を抱えているのに、それに気づいていない世帯や支援を拒否する世帯の場合、時間をかけて本人や家族との信頼関係を構築し、支援を受け入れるように促すことが、課題の解決につながります。長期間の見守りや声掛け及び、根気強い訪問が必要ですが、民生委員・児童委員だけがこうした支援を担うことは、負担が大きすぎるため、地域において関係機関が連携して課題解決に当たる包括的支援体制整備に取り組みます。また、経験年数や役割に応じ、きめ細かく実践的な研修を実施するなど、活動しやすい環境を整備するとともに、民生委員・児童委員の活動に対し、多くの住民が関心を持ち、その幅広い活動への協力が得られるよう、県の広報紙等でＰＲを行い民生委員・児童委員の確保に努めます。

また、近年、多発している風水害等の災害に備え、要配慮者の日頃からの見守りや声かけを働きかけます。

（2）ボランティア活動の促進

ボランティア活動に対する住民の関心を高め、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制を整備するため、和歌山県社会福祉協議会にある和歌山県ボランティアセンターを支援し、活動拠点としての機能充実、活動の核となる人材の育成、次代を担うこどもへの支え合い意識の醸成、ボランティア活動の体験機会や活動情報の提供等の拡充を図ります。

（3）NPO活動の促進

本県では、地域福祉や子育て支援、環境保護やまちづくりなど、様々な形態でNPOによる社会貢献活動が行われています。

県は、和歌山県NPOサポートセンターにおいて、NPOの活動支援、NPOと行政・企業・各種団体等とのネットワークを活かした取組及び住民の共助による社会づくりを進めています。

（4）社会福祉協議会の活動への支援

今後は、既存の制度だけでは対応できない社会的孤立など、制度の狭間にある課題解決に向け、社会福祉に関わる施策や制度を社会福祉協議会の活動に結びつけ、効果

的に実施していくことが重要となります。

和歌山県社会福祉協議会が関係機関とのネットワークにより把握する圏域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動に対して助成等の支援を行います。

また、地域における福祉の担い手の中核である市町村社会福祉協議会が、要支援者をもらすことなく見守り・発見・つなぐために実施する相談事業、小地域ネットワーク活動などの取組を促進します。

(5) 福祉教育・啓発の推進

地域住民の福祉活動に関する理解と関心を高め、「福祉の心」が一層深まるよう、県の広報紙やホームページ、出前講座等により、様々な地域福祉に関する情報の提供を積極的に行うとともに、学校における福祉教育及び家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会等が一体となって地域ぐるみで行う福祉教育を推進します。

また、こどもたちが多様な体験活動や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、地域住民や団体等が連携、協力しながら地域社会全体でこどもを育てる気運を醸成します。

(6) 福祉職場への人材確保対策

和歌山県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉人材センター、公共職業安定所（ハローワーク）、介護福祉士等福祉専門職養成施設等の関係機関との連携を強化し、就職相談会や無料職業紹介（求人・求職の登録情報提供）の実施、出前講座や職場体験等を通じた福祉職場の魅力発信及び学校関係者等への情報提供を行うとともに、介護福祉士や保育士の返還免除付き修学資金等の貸付を実施するなど、介護や保育等の福祉職場への就業促進を図ります。近年、受け入れが進んでいる外国人介護人材については、今後も受け入れニーズが高まることが見込まれるため、介護事業所の円滑な人材受入や就職した外国人介護人材のスキルアップや国家資格取得等を支援することで、継続して就労しやすい環境の整備を促進します。

また、福祉職場の従事者に対し、職種や経験、時宜に応じた体系的な研修や資格取得等キャリアアップを支援するための研修を実施し、人材の育成を図ります。

さらに、介護事業所等における介護ロボットやＩＣＴを活用した機器の導入を促進するとともに、ワンストップ型の相談窓口である和歌山県介護生産性向上総合相談センターを設置し、介護事業所の生産性向上に向けた取組を支援することにより、介護従事者の負担を軽減し、更なる定着促進を図ります。

4 福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり

(1) 健全な事業運営の確保

福祉サービスの質の向上と社会福祉法人の適正な事業運営の確保を目的として、事業所へ出向き指導監査を実施し、必要に応じて助言等を行います。

(2) 福祉サービスの点検・評価

福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から、社会福祉事業に取り組む事業者が提供する福祉サービスの質の評価を行うものです。社会的養護関係施設については、3年に1回以上の福祉サービス第三者評価の受審が義務付けられており、その徹底を図るため、指導監査等の機会を通じて当該事業者に受審を働きかけます。また、他の事業者に対しても、同評価の受審や自己評価の実施を促進します。

併せて、評価の結果は、利用者がサービスを選択する際の目安となるため、その公表についても促します。

(3) 苦情解決の仕組みの整備

福祉サービスの利用に関する苦情に、迅速、適切に対応できるよう、事業者において苦情解決責任者や第三者委員の設置等、利用者の立場に配慮した苦情解決の仕組みを整備するとともに、利用者への当該仕組みについての周知を図るよう指導します。

また、サービス利用者と事業者との間において解決が困難なケースについては、和歌山県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉サービス運営適正化委員会が、公平・中立な立場から当事者への助言やあっせん等による苦情解決を図ることにより、利用者の不満解消や虐待防止等、利用者の権利擁護とよりよい福祉サービスの実現に努めます。

(4) 福祉サービスの適切な利用等の推進

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある人などの地域生活を支援するため、和歌山県社会福祉協議会が主体となって日常生活自立支援事業を実施しています。また、この事業の一部である福祉サービス利用援助事業を県内のすべての市町村社会福祉協議会に委託し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理や年金証書等書類の保管の援助等を行っています。福祉サービス利用援助事業は、その認知度とニーズの高まりが相まって、利用者は年々増加しており、地域福祉施策の中核事業として、その重要性は、ますます高まっています。

今後、さらに当該事業の周知や必要な実施体制の確保に努めるとともに、成年後見制度への移行等、利用者の状態の変化に応じた適切な支援の実施に向け、市町村をはじめとする関係機関との連携強化、専門員や生活支援員の資質向上に努めます。

(5) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力がない人や不十分な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断力を補うことによって、その人の権利を擁護するための制度です。これまでにも、この制度の普及に努めてきましたが、その利用者は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況となっています。今後さらに活用を促進するため、和歌山県成年後見制度利用促進協議会を活用し、和歌山県社会福祉協議会に設置された和歌山県成年後見支援センターをはじめ市町村、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所、和歌山弁護士会等関係機関との連携を強化

し、当該制度の普及に努めているところです。

また、すべての市町村において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関の設置を支援するとともに、後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。

さらに、専門的な知識が必要な課題に対し、助言等を行うアドバイザーを市町村に派遣することにより、地域の実情に応じた権利擁護支援のネットワークや中核機関の支援体制の構築及び強化を図ります。

その他、低所得の高齢者・障害のある人などが当該制度を利用しやすくなるよう、市町村に対して、申立てに要する費用や後見人等に対する報酬の助成事業の実施を働きかけるなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組を行います。

- ◆ 成年後見制度利用者数：2,384 人（2024（令和6）年12月31日現在）

5 災害にも強い地域づくり

（1）災害に備えた地域づくりの推進

地震や水害など大きな自然災害が相次いで発生する中で、災害に強い地域づくりを進めることができます。和歌山県社会福祉協議会に設置した和歌山県災害ボランティアセンターを支援することにより、「防災と福祉の連携」を図るとともに、ボランティア・コーディネーターの育成、災害時対応訓練の実施、災害ボランティア登録（※）及び広報・啓発等を通じ、地域における災害時の支え合いの体制強化を図ります。

- ◆ 災害ボランティア登録者数：617 人（2024（令和6）年3月末現在）

（2）避難行動要支援者への支援体制強化

2011（平成23）年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占めたという事実等を教訓とし、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。そのためには、普段から地域の中で顔の見える関係をつくる取組が必要です。

市町村に対して、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等、幅広い地域の関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有し、日常的な声かけや見守りを行うとともに、避難場所や支援者など、一人ひとりに応じた具体的な避難方法を定めた個別計画の策定を働きかけるなど、市町村と連携しながら地域の避難支援の体制強化に努めます。

（3）災害派遣福祉チームの体制強化

大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者の支援を行い、要配慮者の二次被害を防止することを目的に編成される和歌山県災害派遣福祉チーム（以下「和歌山DWAT」といいます。）の体制強化を図るため、研修や訓練を充実させるとともに、和歌山DWATの活動内容について、様々な機会を通じて周知を行います。

(4) きめ細かな被災者支援の体制整備

被災者には尊厳のある生活を営む権利があるとの認識の下に、被災者一人ひとりの状況・課題等を個別の相談等により把握した上で、関係者が連携しながら、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に行い、自立・生活再建のプロセスを支援する災害ケースマネジメントの取組を進めるため、研修の実施などにより、官民がそれぞれの強みや専門性を活かした被災者支援の体制整備を図ります。

(5) 円滑な避難所運営の強化

市町村が設置する避難所において、高齢者、障害のある人、女性や乳幼児等に配慮された運営が行われるよう、その必要な配慮を盛り込んだ県の「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の内容が、市町村の策定する避難所運営マニュアルに反映されるよう働きかけます。

(6) 社会福祉施設等の防災対策強化

高齢者や障害のある人等自ら避難行動を取ることが困難な要配慮者が多数過ごす社会福祉施設における利用者の安全確保を図るために、自主的な防災組織の整備、防災・減災のための施設改修及び避難誘導体制等を強化するとともに、災害時に迅速な対応ができるよう、避難訓練や消火訓練を実施し、防災対策の強化を促進します。

また、一般の避難所で避難生活を送ることが難しい要配慮者が安心して適切な支援を受けられるよう、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多機能トイレの設置等バリアフリー化された福祉避難所の設置数の増加を働きかけます。

(7) 防災知識の普及・啓発

災害時に適切な対応ができるよう、災害時の支援者、市町村、各自主防災組織等関係者に対する防災知識の普及・啓発を行います。

【事例9】災害関連死を防ぐために～和歌山DWATの発足～

〈事業内容〉

2011（平成23）年に発生した東日本大震災では、長引く避難生活で心身の状況が悪化して亡くなる、いわゆる災害関連死と認定された人がおよそ3,800人もいます。また、その多くは高齢者であることが分かっています。

災害関連死は、高齢者をはじめ、障害のある人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に起こりやすいとされていますが、避難所の生活環境の悪化や移動のストレス、生活再建活動の疲労などは、性別や年代を問わず誰にでも起こりうることです。それらは、災害による直接死から助かったにも関わらず、守られなかつた命であると言えます。

和歌山県と和歌山県社会福祉協議会は、大規模災害時における要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう2023（令和5）年に県内の福祉関係団体の連携による和歌山県災害福祉支援ネットワークを構築しました。そして、このネットワークの中心的な活動が2024（令和6）年に発足した和歌山県災害派遣福祉チーム（和歌山DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）です。

和歌山DWATは、福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士等）で構成され、災害関連死のような災害による二次被害を防ぐため、一般避難所等を利用する災害時要配慮者に対し、他の福祉避難所等への誘導、アセスメント、食事やトイレ介助等の日常生活上の支援、避難所内の環境整備等を行うチームです。

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、全国の都道府県からDWATの広域派遣が行われ、和歌山DWATも発足後初めての支援活動として、2024（令和6）年3月17日から4月1日にかけて、1チーム3名で編成し、合計4チーム14名（事務局2名含む）を交代で派遣しました。和歌山DWATは1.5次避難所となった、いしかわ総合スポーツセンター（金沢市）に派遣され、受付業務支援や相談ブースの運営、アセスメント等、被災者一人ひとりが生活再建への第一歩を始めるための支援を、様々な専門職チームとの連携のもと行いました。

和歌山DWATは、今後も災害時の福祉支援の担い手としての役割を果たしていくとともに、平時においても災害に強い地域づくりの推進主体となるよう、様々な関係機関との連携を図っていきます。



全国のDWATチーム員
とともに



他チーム（看護師、保健師、
介護士、リハビリなど）と連携



避難者が集まるスペース

第5章 計画の推進

1 庁内ワーキンググループの設置

ワーキンググループを設置し、地域福祉関連施策の推進状況や庁内協力体制の構築に向けたフォローアップを実施します。

2 社会福祉審議会による評価の実施

毎年、本計画における取組状況をとりまとめ、点検・評価を行い、社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告を行います。また評価により明らかになった課題への対応策を検討します。

第6章 市町村地域福祉計画の策定支援

～福祉施策の共通理念「地域福祉」～

2000（平成12）年に改正された社会福祉法により、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念に明確に位置付けられ、それを具体的に実現する方策として、2003（平成15）年度から「市町村地域福祉計画の策定」に関する規定が盛り込まれました。

この規定は、地方公共団体の自治事務として位置付けられており、市町村が主体性を持って策定することが強く求められています。

地域を取り巻く環境が大きく変化していく中、住民の多様な地域生活課題に対応するためには、住民、地域で活動する多様な関係機関、府内関係部局が、地域の課題を共有し、その課題解決のために設定した共通の目標に向けて一体となって取り組んでいく必要があります。

そのために重要なのが、住民等が参画して策定する地域福祉計画です。これから市町村の地域福祉を方向づける意味合いを持つ計画となります。

また、計画策定後は、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画の実施状況を定期的に点検すること、その上で計画を見直し、改定することが重要です。

なお、地域福祉計画は、女性やこども、高齢者、障害のある人の人権問題や同和問題等、あらゆる人権問題解決の視点に立ち、各市町村の規模、地域の特性に応じた個性ある計画になることが期待されます。

2017（平成29）年社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となりました。また、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載するいわゆる上位計画として位置付けられることとなりました。

- ◆ 地域福祉計画を策定した市町村数：30市町村〈100%〉

- ◆ 全国の市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定状況

計画策定済み市町村数 1,492／1,736市町村〈85.9%〉

計画策定済み都道府県 47／47都道府県〈100%〉（2023（令和5）年4月現在）

市町村地域福祉計画策定・改定状況

市町村名	策定期間 (計画期間)	改定期間 (計画期間) ★：現行計画				現行計画 の期間 (年)	次回改定 予定期間
和歌山市	2005. 3 (2005~2009)	2010. 3 (2010~2014)	2015. 3 (2015~2019)	★2020. 3 (2020~2024)		5	2025. 3
海南市	2015. 3 (2015~2019)	★2020. 3 (2020~2024)				5	2025. 3
橋本市	2012. 3 (2012~2016)	2017. 3 (2017~2021)	★2022. 3 (2022~2026)			5	2027. 3
有田市	2012. 4 (2012~2016)	2017. 3 (2017~2021)	★2022. 3 (2022~2025)			4	2027. 3
御坊市	2012. 3 (2012~2016)	2017. 3 (2017~2021)	★2022. 3 (2022~2026)			5	2027. 3
田辺市	2007. 3 (2007~2011)	2012. 3 (2012~2016)	2017. 3 (2017~2021)	★2022. 3 (2022~2026)		5	2027. 3
新宮市	2009. 3 (2009~2013)	2014. 3 (2014~2018)	2019. 3 (2019~2023)	★2024. 3 (2024~2028)		5	2029. 3
紀の川市	2009. 3 (2009~2013)	2014. 3 (2014~2017)	2018. 3 (2018~2022)	★2023. 3 (2023~2027)		5	2028. 3
岩出市	2016. 3 (2016~2020)	★2021. 3 (2021~2025)				5	2026. 3
紀美野町	2010. 3 (2010~2011)	2012. 3 (2012~2014)	2015. 3 (2015~2017)	2018. 3 (2018~2023)	★2024. 3 (2024~2029)	6	2030. 3
かつらぎ町	2014. 3 (2014~2018)	★2019. 3 (2019~2024)				6	2025. 3
九度山町	2014. 3 (2014~2018)	2019. 3 (2019~2023)	★2024. 3 (2024~2028)			5	2029. 3
高野町	2016. 3 (2016~2020)	★2022. 3 (2022~2026)				5	2027. 3
湯浅町	2006. 3	2014. 3 (2014~2018)	2019. 3 (2019~2023)	★2024. 3 (2024~2028)		5	2029. 3
広川町	2009. 3 (2009~2013)	★2017. 3 (2017~2021)	★2022. 3 (2022~2026)			5	2027. 3
有田川町	2007. 12 (2007~2011)	2015. 3 (2015~2021)	★2022. 3 (2022~2026)			5	2027. 3
美浜町	2019. 3 (2019~2023)	★2024. 3 (2024~2028)				5	2029. 3
日高町	2015. 3 (2015~2019)	★2020. 3 (2020~2024)				5	2025. 3
由良町	2003. 4 (2003~2007)	★2021. 3 (2021~2025)				5	2026. 3
印南町	2017. 3 (2017~2021)	★2022. 3 (2022~2026)				5	2027. 3
みなべ町	2008. 8 (2008~2012)	2013. 3 (2013~2017)	2018. 3 (2018~2022)	★2023. 3 (2023~2027)		5	2028. 3
日高川町	2016. 3 (2016~2020)	★2021. 3 (2021~2025)				5	2026. 3
白浜町	2007. 3 (2007~2011)	2012. 3 (2012~2016)	2017. 3 (2017~2022)	★2023. 3 (2023~2027)		5	2028. 3
上富田町	2009. 3	2016. 3 (2016~2020)	★2020. 3 (2020~2025)			6	2026. 3
すさみ町	2005. 12	2018. 3 (2018~2022)	★2023. 3 (2023~2027)			5	2028. 3
那智勝浦町	★2020. 3 (2020~2024)					5	2025. 3
太地町	2019. 3 (2019~2023)	★2024. 3 (2024~2028)				5	2029. 3
古座川町	2017. 3 (2016~2020)	★2021. 3 (2021~2025)				5	2026. 3
北山村	★2021. 3 (2020~2029)					10	2030. 3
串本町	2019. 3 (2019~2023)	★2024. 3 (2024~2028)				5	2029. 3

1 計画策定の基本的留意事項

地域福祉計画は、社会福祉法に定められているとおり、住民参加により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画であることから、策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

(1) 計画の総合性

- 地域福祉計画は、社会福祉法に定める以下の事項、要援護者支援方策（2007(平成19)年厚生労働省社会・援護局長通知）及び生活困窮者自立支援方策（2014(平成26)年厚生労働省社会・援護局長通知）を盛り込み、市町村の地域福祉行政全体の施策の方向性や理念を示しながら、個別分野の施策をも補完できる総合的な計画とする必要があります。
 - ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ・ 包括的支援体制の整備に関する事項

(2) 地域住民等の主体的参画

○ 地域福祉計画は、住民が主体的に参画することによる策定プロセスが重視された計画であることから、より多くの住民や地域で活動する多様な組織が計画策定の過程から主体的に参画できる体制をつくることが必要です。

このため、住民参画の必要性について広報等による周知を図るなど、住民の主体的な参画が得られるよう意識啓発を行うことが重要です。

○ また、地域社会とのつながりが薄れつつあるこどもたちが、その構成員として地域に参加するような仕組みづくり、さらに高齢者や障害のある人も含めた住民の誰もが地域の一員として社会参加し、地域福祉の担い手として活動できる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

○ 市町村社会福祉協議会は、相談支援活動やボランティア活動、福祉教育の推進をはじめ関係機関や施設等との連携、住民参加によるネットワークづくりを推進しています。

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉を推進する重要なパートナーとして、社会福祉協議会の使命や今後の取組、連携のあり方を再確認する必要があります。

○ 民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで生活課題等の相談・支援活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービスなどに関する様々な情報を把握しています。

地域福祉計画の策定に当たっては、策定組織への参画とともに、地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、住民の意識を変えていく案内人として、積極的な連携が必要です。

(3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定

- 地域福祉を推進していく上で基本となるのは、「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点です。

社会福祉法においても、「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」を中心的な概念としており、地域において様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくことが大切です。

地域福祉計画の策定に当たっても、人権に関する法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等）を踏まえ、個人の尊厳や人権の尊重を基本とし、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権侵害や同和問題（部落差別）等、様々な人権問題を解決していくという視点での計画づくりが重要です。

(4) ジェンダー平等

- ジェンダー平等とは、性別、性自認、性的指向及び性表現にかかわらず一人一人の人権が尊重され、誰もがその個性や能力を十分発揮できる状態を意味します。

地域福祉計画の策定に当たっては、多様性を認め合い誰もが対等に参画することが大切です。

(5) 包括的支援体制整備

- 地域福祉活動は、支援を必要としている住民の生活課題を発見し、必要な支援につなげていくことであり、それを効果的に推進するためには、第4章の包括的支援体制の整備が有効です。これは、住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備と地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備し、市町村域において、多機関の協働による包括的な相談支援体制を整備するものです。この体制整備は、2017（平成29）年の社会福祉法の改正により市町村の努力義務とされています。

(6) 様々な分野との協働

- 包括的支援体制整備の構築には、同時に地域におけるつながりを育むことが必要となります。その際、福祉の領域を超えて、まちづくり、地域産業など他の分野との連携・協働を強化することが重要です。地域には、福祉に限らず様々な分野において活動のノウハウを持つ人、社会貢献に意欲を持つ人、技術や知識を持つ人等、多様な人材がいます。地域において多様な活動主体が出会い、お互いから学ぶこと

ができるプラットフォームを作ることが必要となります。

(7) 地域資源の活用

○ 包括的支援体制を整備していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要であり、これらの地域資源を活かして、人が集まる機会を創意工夫して作っていくことが大切です。

○ 拠点の要件は、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携が強化されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997(平成 9)年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえた上で、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。2002(平成 14)年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。今後は、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、手話教室や識字学級等、地域の実情にあった多様な事業展開を実施するとともに、生活困窮者自立相談支援機関との連携等により、相談機能を強化し、地域福祉の推進の拠点として活用されることが望まれています。

このように制度改正等により、施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

(8) 計画の期間

○ 地域福祉計画の期間は、他の関連計画との整合性を図ることが必要であることから、概ね 5 年とし 3 年で見直すことが適当です。

また、各市町村の基本計画・基本構想や、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性も考慮する必要があります。

(9) 目標の設定・公表と情報提供

○ 地域福祉の推進を具体化する上で計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民に対して明らかにするためにも、できる限り客観的に判断できる目標を示すことが必要です。

また、計画の実施状況や目標に対する達成度が確認できるよう、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時から評価の手法等を検討しておく必要があります。

○ 地域福祉計画については、その策定過程から達成状況まで、広報紙や回覧板、ホ

ームページ等を活用し、住民にきめ細かく情報を提供することが大切です。

さらに、これらの方針を用いても情報が届かない場合もあることに十分留意し、様々な住民の声を反映した計画づくりを進める必要があります。

(10) 他の福祉計画との関係

- 地域福祉計画は高齢者・障害者・児童等の分野における計画と内容的に重なり合う部分がありますが、関連計画との整合性を図り、分野横断的な福祉課題への取組を進めていく必要があります。

(11) その他

- 地域福祉計画策定の目的等から考えて、市町村は、その策定の大部分を外部のコンサルタント会社等に委託するのではなく、住民とともに地域の特性を十分に考慮して策定することが大切です。

2 市町村地域福祉計画の内容（盛り込む事項等）

地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（2021（令和3）年3月31日付け子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（抜粋）

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

参考資料

1 和歌山県社会福祉審議会規則

(名称)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき置かれた社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関の名称は、和歌山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員31人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委員長の職務を行う委員)

第3条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第4条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 審議会に、社会福祉法第11条(同法第12条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により次の表の左欄に掲げる専門分科会(以下「分科会」という。)を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦、知的障害者及び母子家庭の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉推進計画に関する事項
福祉サービス第三者評価事業専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮詢を受けたときは、分科会の決議をもって審議会の決議とする。

第6条 分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、和歌山県議会の議員の選挙権を有する委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

第7条 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。

3 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第8条 第4条の規定は、分科会について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条～第11条 (略)

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。ただし、児童福祉専門分科会に係るもの（心身障害児部会及び母子保健部会に係るものと除く。）については、共生社会推進部において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

2 和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略 五十音順)

	氏名	任期期間中の主な役職等
委員	大浦 伸吾	(福)有田川町社会福祉協議会 事務局長
	小原 智津	B P W和歌山クラブ 副会長
	北山 健	(一社)和歌山県医師会 理事
分科会長	桑原 義登	相愛大学 名誉教授
委員	佐本 綾子	和歌山県ボランティア連絡協議会 会長
	清水 実	和歌山県民生委員児童委員協議会 理事
	竹内 秀樹	(福)和歌山県社会福祉協議会 総務企画部長
	玉置 薫	(一社)和歌山県社会福祉士会 会長
	辻岡 龍閣	和歌山県隣保館連絡協議会 会長
	辻本 高秀	紀の川市 福祉部 社会福祉課長
	辻 佳秀	(福)紀の川市社会福祉協議会 地域福祉課長
	西井 幸男	(福)和歌山県身体障害者連盟 会長
	林 明子	(特非)シェアスタート和歌山 理事長
	福本 光宏	有田川町 福祉保健部 やすらぎ福祉課長
	堀川 憲一	(一財)和歌山県老人クラブ連合会 副会長
	松本 吉弘	部落解放同盟和歌山県連合会会計

〈策定の経過〉

2024(令和6)年7月31日 令和6年度第1回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

2024(令和6)年12月16日 令和6年度第2回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

2025(令和7)年3月 日 令和6年度第3回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

3 用語解説

『ア行』

ICT〈情報通信技術〉(Information and Communication Technology) [掲載ページ:51,52,53]

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられる。

IoT〈モノのインターネット〉(Internet of Things) [掲載ページ:51,52]

あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

アウトリーチ[掲載ページ:32]

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉事業実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすことをいう。

インフォーマルサービス[掲載ページ:37]

近隣住民、知人、ボランティアなどが行う手伝いや非公式な支援のこと。一方、フォーマルサービスは、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービス等のことをいう。

SNS(social networking service) [掲載ページ: 52]

コミュニティ型の会員性のウェブサイト。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっているものもある。会員になると、自由に書き込み等を行うことができる。

NPO(Non-Profit Organization) [掲載ページ:24,37,44,49,52]

社会貢献活動を行う営利を目的としない住民主体の組織・団体のこと。

また、NPO法人(特定非営利活動法人)とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した組織・団体のことをいう。

『カ行』

協議体[掲載ページ: 46]

生活支援コーディネーターとともに生活支援や介護予防等の基盤づくりを進めることを目的として、市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、地縁組織等の地域の関係者で構成された組織。

市町村全域(第1層)と各日常生活圏域(第2層)にそれぞれ設置され、設置された協議体

は、それぞれ第1層協議体、第2層協議体という。

共同募金[掲載ページ: 32]

都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集で、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営するものに配分することを目的としている。

合計特殊出生率[掲載ページ:11]

その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むと仮定したときの子どもの数に相当する。

こども(地域)食堂[掲載ページ:27,39,40,48]

無料または低料金でこどもや地域の人々に食事を提供する活動。子どもの貧困や孤食への対策となるほか、子どもの居場所や学習支援、地域のサロンとしての機能を持つケースもある。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)[掲載ページ:38]

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

『サ行』

災害ボランティア登録制度[掲載ページ:55]

災害発生時にボランティアが迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前登録を行う制度。登録者には、災害時のボランティア活動情報を提供するほか、災害ボランティア研修・災害時対応訓練の案内を行っている。

2011(平成 23)年の台風 12 号による災害（紀伊半島大水害）において、多くのボランティアによる救援活動が行われ、ボランティアの必要性を強く認識したことをきっかけにできた制度。

CSR(corporate social responsibility)[掲載ページ: 38]

企業が社会や環境と共に存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダー（消費者（顧客）、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関などの関係者）からの信頼を得るために企業のあり方を指す。

シルバー人材センター[掲載ページ:45]

高齢者(概ね 60 歳以上)の希望に応じ臨時かつ短期的な就業等の機会を確保し、その就業を援助して生きがいの充実、社会参加を図ることを目的とする公益法人。

生活困窮者自立相談支援事業[掲載ページ:17,21]

生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う事業。

生活支援コーディネーター[掲載ページ:28,46]

高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

生活福祉資金貸付[掲載ページ:35]

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活を送るために必要な資金の貸付を行う制度。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。市町村社会福祉協議会が申請の窓口となり、和歌山県社会福祉協議会が審査、貸付の決定を行う。

成年後見制度[掲載ページ:41,54,55]

認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じ、家庭裁判所が成年後見人や保佐人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為をするときの同意や、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為の取り消しなどを行う制度。「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選任した代理人(任意後見人)に自分の生活や財産管理等を行う代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度。

相対的貧困率[掲載ページ:15]

等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員を相対的貧困といい、その割合を示すもの。

ソーシャル・インクルージョン[掲載ページ:43,62]

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書(厚生省社会

・援護局 2000(平成 12)年 12 月 8 日)で用いられた言葉。

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念であり、貧困者、失業者、障害のある人やホームレスなどが社会から排除されることなく、同じ社会の構成員として包み支え合い、共に生きる社会づくりをめざすという考え方をいう。

『タ行』

地域包括ケアシステム[掲載ページ:3,51]

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいう。

テレワーク[掲載ページ:52]

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。在宅勤務やモバイルワーク、施設利用型勤務等の企業に勤務する被雇用者が行う雇用型と個人事業者・小規模事業者等が行う自営型がある。

『ナ行』

南海トラフ地震[掲載ページ:37]

南海トラフ(駿河湾から九州沖合の海底に伸びている、深い溝状の地形のこと)で発生する地震で、次の2種類の地震が想定されている。

○ 東海・東南海・南海3連動地震(マグニチュード 8.7)

南海トラフ沿いの3つの領域(東海・東南海・南海)における地震が、同時に起こることをいい、特に大きな被害が予想されている。

○ 南海トラフ巨大地震(マグニチュード 9.1)

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域(日向灘を含む)の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震をいい、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば極めて甚大な被害が予想される。

ノーマライゼーション[掲載ページ:43]

障害のある人とない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前の社会であるという考え方。この考え方では、障害者福祉だけにとどまらず、地域福祉を推進する上においても、その果たす役割は大きくなっている。

『ハ行』

バリアフリー[掲載ページ:51,56]

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことであったが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、高齢者や障害のある人などの社会参加を困難にしているすべての障壁に対して用いられる。

ひきこもり[掲載ページ:1,18,26,33,34,49,50]

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が長い期間失われている状態をいう。

また、「社会的ひきこもり」とは、そのうち統合失調症等の精神疾患等が第一の原因であるとは考えにくいものをいう。

避難行動要支援者[掲載ページ:22,23,37,55]

高齢者、障害のある人などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指す。

なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を講ずるための基礎とする「避難行動要支援者名簿」の作成を災害対策基本法で義務付けられている。

ファンドレイジング[掲載ページ:32]

民間団体(公益法人、NPO法人、社会福祉法人、大学法人等)が活動のための資金を個人、法人、行政等から集める行為のこと。

福祉サービス運営適正化委員会[掲載ページ:35,54]

福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決や、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を目的とし、社会福祉法に基づき和歌山県社会福祉協議会に設置されている。

福祉サービス利用援助事業[掲載ページ:35,54]

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送ることを支援するため、社会福祉協議会が本人との契約により生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭の管理、年金書類等の保管などを行う事業。

福祉避難所[掲載ページ:56,57]

災害時に、一般の避難所では避難所生活が困難な高齢者や障害のある人などのために、特別な配慮がなされた避難所。

福祉有償運送[掲載ページ:51]

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な要介護者、身体障害のある人などに対して、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスのこと。

法人後見[掲載ページ:35]

成年後見制度において、個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人が後見人等になること。

成年後見人に選任される法人としては、社会福祉協議会を含む社会福祉法人・福祉関係の公益法人のほか成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人などがある。

『ヤ行』

夜間中学[掲載ページ:28]

公立の中学校の夜間学級のことをいう。戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかつた人や、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちが学んでいる。最近では、形としては中学校を卒業しても不登校などの理由で十分に通うことができなかつた人たちの“学び直しの場”としての役割も期待されている。

『ラ行』

隣保事業[掲載ページ:30]

隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。